

出席委員 吉田委員長、中川副委員長
山田委員、横手委員、黒沢委員
関口議長

欠席委員 なし

説明者 木村町長、畑村副町長、大澤教育長、
深澤企画部長、野崎総務部長、戸村町民部長、亀山福祉部長、
伊藤健康子ども部長、大川環境経済部長、黒木都市建設部長、
廣田拠点づくり部長、内田教育次長、小林消防長、菊地財政課長

案 件

(付託議案)

1. 議案第55号 令和元年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について
2. 議案第56号 令和元年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
3. 議案第57号 令和元年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
4. 議案第58号 令和元年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
5. 議案第59号 令和元年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定について

令和2年9月24日

午前9時00分 開会

【吉田委員長】 おはようございます。ただいまより特別委員会を再開いたします。

昨日までに本委員会に付託された一般会計及び各特別会計全ての決算説明、質疑が終了しております。本日は総括質疑から討論、採決まで行いたいと思います。また、総括質疑の順序でございますが、昨日の通告順ということでタブレットにお示ししたとおり進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、この後、進行のために若干の休憩を取りたいと思います。午前10時より特別委員会を再開し、総括質疑を行うことといたします。

総括質疑のお時間まで暫時休憩といたします。

【吉田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、これより総括質疑を行います。順次、総括質疑をお願いいたします。

黒沢委員。

【黒沢委員】 それでは、会派公明党黒沢でございます。これより総括質疑をさせていただきたいと思っております。

今回の令和元年度の決算審査につきましては、今年度が2020プランの最終年度に当たることから、実施計画どおりに事業が進められているかどうかというのを1つの大きな視点として、それぞれの事業でしっかりと効果を上げられているかどうかということも1つの視点として審査させていただいたつもり

でございます。その中で幾つか気になった点がございまして、その総括質疑をさせていただきたいと思っております。大きくは4点になりますので、よろしく願いいたします。

まず、1点目ですけれども、実施計画の進行管理についてお伺いしたいと思います。実施計画の中にそれぞれ各事業によってはしっかりとした効果指標等が示されているものがございました。多くの事業で効果指標に沿った結果が出ている、おおむね実施計画どおりに進んでいるということが分かりましたけれども、事業によってはなかなか成果に達しないもの、最終年度においてもなかなか達成することが困難であろうという事業も幾つか見受けられたところでございますけれども、現段階での実施計画の進行管理については、毎年どのように行われているのか、まずはお答えをいただきたいと思っております。

それから、まちづくり基金です。ほかの部課に比べて教育委員会にかかるまちづくり基金の活用というのがかなり、教育費にかかるまちづくり基金の割合というのが非常に多かったので、まちづくり基金の活用について基本的な考え方をまずお答えいただければと思います。

それから、タウンセールス『「高座」のこころ。』を様々質問させていただきましたけれども、この中で課題としては、全職員へのブランドの浸透度の格差がまだ見られる、それからターゲット、また町民の皆さんに対してよい印象を強く残す施策の具体化が、なかなか進んでいないのではないかというような課題が挙げられましたけれども、この課題の解決の方策についてお答えいただきたいと思っております。

それから、4点目、人事管理についてでございます。人事管理を考える際には、まずは職員の採用をどうしていくかということから入っていくのかなと思っておりますけれども、寒川町の今後の発展に視点を置いたときには、優秀な人材をいかに寒川町に集めるかということが、1つは大きな観点としてあろうかと思っております。当然優秀な人材にこの寒川町に集まっていれば将来の町の発展に直結する、町が発展すれば当然住民のサービスがもっともっとアップするということになるかと思っておりますので、まずは審査の中でも確認させていただきましたけれども、令和元年度の採用試験の現状をもう一度確認させていただきたいと思っております。また、寒川町では、職員を採用する際にこういった人材を必要としているのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

次の職員の適正配置にも最終的には関わってきますけれども、職員の適正配置、実施計画上の効果指標からいくと100%という数値を出していただいていますけれども、職員の適正配置については、より精度の高いものにしていかなければいけないだろうと思ってございます。その1つの方策としては、今ある町の事務量を把握して、まずは事務量に適正な人数を確保していくということがあろうかなと思っておりますけれども、職員の適正配置の精度を上げるためにどのようなことを現状行っているのか、まずはお答えをいただきたいと思っております。

【吉田委員長】 それでは、順次答弁をお願いいたします。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 それでは、1点目の実施計画の進行管理についてのお尋ねでございます。現行の町総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の3層構造とし、その成果をはかる行政評価につきましては、基本計画及び実施計画のレベルで実施しているところでございます。そのうち実施計画レベルにつきましては、事務事業評価ということで各課長を責任者として毎年度終了後に実施し、事務事業ごとに掲げた活動指標や効果指標の達成状況から導き出される事業の有効性について評価をするとともに、

課題整理等を行った上で次年度予算等への反映を行っておりまして、令和元年度事業にかかる事務事業評価が直近のものとなっております。

また、基本計画レベルにつきましては、施策評価ということで、各部長を責任者として3年に一度実施しております。施策評価については、計画期間を3年間とする実施計画を見直すタイミングで実施してきたためでありまして、施策ごとに掲げた目標指標の達成度等を個別の事務事業よりも大局的な視点で評価するとともに、整理された課題等について次期実施計画への反映を行ってまいりました。なお、施策評価の直近のものとしたしましては、先般議決いただきました2040プランの基本構想の策定に当たって実施した2020プラン後期基本計画の振り返り、令和元年度時点が直近のものとなっております。

続きまして、2点目のまちづくり基金の活用についての基本的な考え方の質問につきましてお答え申し上げます。まちづくり基金につきましては、町内外の個人、または団体からの寄附金となっております。寄附に当たりましては、寒川町まちづくり寄附金条例に基づき都市基盤整備、環境、健康福祉、消防防災及び交通安全、教育、文化及びスポーツ、産業振興に関する6事業のほか、その他町長が認める事業の合わせて7つに用途分類し、寄附者がその用途を決めて寄附していただくものとなっております。

一方、いただいた寄附金の各事業への予算充当方法についてでございますが、本来町の予算につきましては、予算編成時に各課等から上げられた全ての要求について、町として予算すべき事務事業やその予算規模などを町長査定等で判断し、議会の承認を得た上で予算化するものとなりますが、予算編成作業の中で全歳出予算要求の中から平成31年4月1日付で制定いたしました寒川町まちづくり寄附金の充当に関する取扱要領の規定に基づきまして、寄附者の用途に合致した目的の事業であり、町の政策、施策を推進するものとして新規事業及び物品などを新たに購入する場合など、また、継続的な事業であっても更新など新たな需要が生じる事業など、さらにその他町長が必要と認めるものを判断し、基金充当を行っているものとなります。また、まちづくり基金の原資となります寄附金の多くがふるさと納税によるものであることから、国による制度変更や市場の動向等によって寄附額等も大きく変動する可能性があることを考慮し、合わせて基金残高にも留意した上で充当を行っておりますので、各事業への財源として、まちづくり基金ありきでは考えていないところでございます。

3点目となります。全職員のブランドの浸透度の格差、またターゲットや町民に対してのよい印象を残す施策の具体化等に対する課題解決方策についてのご質問でございます。

現在ブランド展開に当たっては、町民の幸せと誇りにつながる施策の実行と可視化などのブランドコミュニケーションを2つの柱として両輪で進めているところでございます。可視化につきましては、コミュニティバスのラッピングをはじめ、広報紙リニューアルなど約100点を手がけてまいりました。また、アークリーグ2019における様々な場面での『「高座」のこころ。』ブランド露出やパンフレットさむかわロゴデザインなど、新しい文化との融合という視点においても取り組んできたところでございます。

ブランディングの取組につきましては、町民の皆様から高い評価をいただいていることに加え、ブランド発表後から約2年半と短期間であることや、町外へのPR活動が十分なされていない段階がある状況などを踏まえ、一定程度の認知は図られてきていると捉えているところでございます。

議員ご指摘の職員へのブランド浸透度の格差やターゲットや町民に対してのよい印象を強く残す施策

の具体化につきましては、『「高座」のころ。』の裏づけとして実際に町民の皆さんの幸せや誇りにつながる施策、いわゆる町独自の魅力施策の構築について、子育て、教育、町の新化感、空気感、『「高座」のころ。』のつながりを施策検討のテーマとして現在策定中の新総合計画の将来像である「つながる力で新化するまち」の実現に向けて、現在若手プロジェクトチームや企画部施策検討チームにおいて検討を進めているところでございます。この取組を通じまして、よい印象を強く残す施策の具体化はもちろんのこと、職員におけるブランド浸透度の平準化という課題に対しても対処していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【吉田委員長】 野崎総務部長。

【野崎総務部長】 人材の関係で採用試験の現状についてお答えしたいと思います。

職員の採用試験につきましては、この数年は200人から300人程度の申込みがございまして、試験が進むごとに辞退者が発生するという状況があります。最終面接合格後に辞退というようなことも近年珍しくなくなってございまして、特に今年度4月採用に向けた試験の結果につきましては、最終的に12名を合格としましたが、このうち8名から辞退の連絡を受けまして、人事担当としても大変ショックを受け、人材確保の難しさを実感しているという状況がございまして。

自治体の採用試験につきましては、かつては学力重視型が主流でありましたが、現在は人物重視型への転換が進んでございまして、当町につきましても同様の考え方で採用を行っております。

そこで、採用に向けた取組といたしましては、まず採用試験の応募者を確保するために、昨年度から応募方法をインターネットによる応募に変更しております。これまでは直接本人が応募する申込書を持参していたところでございますが、インターネットにしましたので、例えば北海道からネットによって申込みができるというような対応をしております。

それから、インターネットは昨年度からなんですけど、今年度から筆記試験を公務員試験の専門的な勉強といいますか、準備していない社会人にも受検しやすくするという意味で、民間企業が一番多く導入しているSPI3という試験に変更しまして、その試験にしますと、受験場所も全国各地の主要都市にございますので、そこで一次試験までは行える、そうやって実施できるものにしたところでございます。

採用試験におきましては、我々は、選ぶと同時に選ばれる側であるということ認識をしております、現状としては全国的に受験者の負担を軽減する工夫が多く見られてございまして、当町としても、前段で説明してきたとおり、そういった点に力を入れているところでございます。

昨年度、今年度の試験につきましては、全国からいろいろと応募がございまして、一定の成果があったものと捉えているところでございます。

続きまして、どういった人材が必要かとの質問にお答えします。人材といいますか、能力に置き換えることもできるかと思いますが、職員に期待される能力につきましては、従来よりも一層多様化してくる状況があると考えております。行政サービスが高度化していくに従って、専門的能力が必要になりますし、新たな課題が出たときに積極的に取り組む気概ですとか、創造力、それから状況に適切に対応できる柔軟性などが求められると考えております。また、今後はIT、ICT、それからAIが進化して

いくという中では、人材要件もそれに合わせて変わってくるのかなと考えているところでございます。

そういったことをいろいろと踏まえた上で端的に申し上げますと、創造性、それから柔軟性、協働、進めていく力、それからコミュニケーション能力、こういったものが人材に必要な能力と考えているところでございます。

それから、次に、職員の適正配置の精度を上げるための方策、現状についてお答えいたします。適正配置につきましては、現在各所属、課単位で事務量の把握をするということで、毎年総務課と各課等におきまして、制度の変更や新たな業務の増加、それから現在の内容などを聞きながら、来年に向けて事務量について事細かにヒアリングを行った上で事務量を把握しているところでございます。それに合わせて人員の配置を考えていくということを行っているところでございます。ただ、この点について正確なといいますか、説得力のあるというか、事務量がこれだけでそうだねというものを見極めるところに難しさがありますので、その工夫ですとか、やり方というのは年々考えているところでございます。

また、先ほど言いましたけど、ITやAIの進化による仕事の仕方、それから行政手続きのペーパーレス化などに向けた、これからデジタル化の促進が求められておりますので、こういったことを見据えつつ、そういったもののバランスを取りながら適正配置をする必要があると認識しております。

以上です。

【吉田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 それでは、2回目の質問をさせていただきます。まずは実施計画の進行管理についてですけれども、実施計画レベルでの事務事業評価については、毎年度実施し、その結果を次年度予算へ把握させるということでありましたけれども、実施計画の進行管理を全庁的につかさどる企画部としては、その評価結果を受けてどのような改善を、この令和元年度もそうですけれども、これまで改善に向けて取り組んできたのかということをお答えいただきたいと思います。

それから、まちづくり基金の用途については、理解いたしました。基金ありきでの予算立てはしていませんということですから、そのように理解いたします。ただ、教育委員会のことを引合いに出して今回質問させていただきましたが、1つの事業で基金が全てその事業に充てられるということを考えると、基金がなくなったときにどうなるんだろうかという懸念は少し持たなきゃいけないのかなと思って、聞かせていただきましたけれども、最初の部長の答弁で、基金ありきではないですということですから、必要な事業についてはしっかりと予算立てがされるものと認識いたしました。以前この基金の活用がなかなか難しい時期ですとか、それから緊縮財政のときには、教育委員会の中で机の老朽化の問題ですとか、学校に必要な備品が足りていないとかというようなお声が、町内からも聞こえた時期もありました。それから、学校図書の充実についても、しっかりと予算取りがされておらず、図書の購入が想定のお半分であったというようなこともあったやに記憶しているところでございます。そういう過去があったからではないですけれども、必要な事業の継続性を財政当局としては把握しながら予算立てをするということでしたけれども、あくまでも今教育委員会が割と多くこの基金を使っておりますので、現状について担当の部としてどう捉えているのかということをお答えいただきたいと思います。

それから、ブランドです。タウンセールス、これはまだまだ始まって2年少しということもありますけれども、しっかりと進めていかなきゃいけない、町のイメージアップすることによって人口流入を推

進していくということにしておりますので、この点については、1回目の答弁である程度理解しましたが、町長からお答えいただきたいと思いますけれども、様々課題も今浮き彫りになっているところでございますけれども、そういった課題を含めて、町長として、タウンセールス、町のブランド化について、今後どのように取り組んでいかれるのかご決意をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

それから、人事管理についてですけれども、まず、今、部長からもありましたけれども、実際に4月採用については、辞退者も多いということがここ数年ずっと続いているのかなと感じております。今、部長からもありましたけれども、人を選ぶという作業をしながら、逆に寒川町は選ばれなきゃいけないということになるんだと思います。そういった意味では、現状は、4月採用を想定していた方々に辞退者もいることから、なかなか確保できないということは、しばらく続いてしまうのかなとは思いますが、それを含めて、中途採用の重要視も含めてその年度でしっかりと人材を確保していくという考え方で当面は進めていくということでもいいのかどうか、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

それから、適正配置につきましては、今、部長からもありましたとおり、まずは課ごとに事務量を聞き取りながら把握していく、それによって必要な人員を適正に配置していくということが大事だと、ただ、事務量の把握については、適正な物差し、こういうのを捉えることが難しいということでしたけれども、今、部長からもありましたけれども、工夫しながら担当の部の責任としてしっかりと捉えていかなきゃいけないんだろうなと思います。年々事業が高度化していますし、細分化もされていますし、さらには新たな町単独の事業も展開していかなくちゃいけないということを考えると、毎年毎年事務量というのは少しずつかもしれないけれども、増えているというのが現状なんだと思いますので、それに合わせたしっかりと人材確保、人員配置が必要になってくると思います。

さらに適正な人数の人事配置をした上で、その事務量が処理されていないという課題もその後出てくるんだろうと思います。そこにはそのチームとしての課題があるのか、個人にどういった研修なり指導なりをして、人を伸ばしていくという作業がその後には出てくるんだと、必要性が出てくるんだと思いますけれども、様々職員研修を通してスキルアップはしていただいているとは思いますが、課ごととか、係ごととか、そういったところで見るときに、この事務量であればこの人数でいけるところをなかなかクリアできないとなると、そこにどういう課題があるのかということも整理していかなくちゃいけないと思いますけれども、そういったことの整理については、今どのような対応をされているのかお聞かせいただきたいと思います。

【吉田委員長】 それでは、2点目の質問に答弁願います。

深澤部長。

【深澤企画部長】 それでは、1点目でございますが、企画部として評価結果に対してどのように改善を図ってきたかというご質問でございます。毎年度終了後に実施しております事務事業評価結果につきましては、先ほどご答弁申し上げたとおり、次年度予算等への反映を行っているところでございます。具体的には通常7月に実施する翌年度当初予算の概算要求や10月の本要求に当たりまして、事務事業評価結果を反映させたものとするを全庁的に指示するとともに、予算査定の際においても目標どおり

の効果が出ていない事務事業につきましては、事業の見直しや他事業との統合など、改善に向けた指示を行っているところでございますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、2点目、まちづくり基金の多くを教育委員会に充てている現状をどのように捉えているかというご質問でございます。まちづくり基金の多くを教育委員会の消耗品や物品購入に充てているというところでございますが、令和元年度決算では、まちづくり基金充当額総額で2,671万8,000円のうち教育費に対しましては1,214万5,000円を充当しております、全体に占める割合は45.5%となっております。このため他予算への充当額と比較すると、教育費へ最も多くの基金を充当している結果となっております。

この結果といたしましては、寄附者が教育、文化及びスポーツの使途を指定して寄附をしていただくことが比較的多いこと、また予算充当に当たっては、先ほどご説明申し上げました基金充当の考え方に基づき、教育現場において学校図書充実のための購入費をはじめ、学校での消耗品や備品の購入、学校施設の老朽化等に伴う修繕費などに対し、その財源としてまちづくり基金の充当が望ましいと判断される予算等が多いことなどが挙げられるものでございます。

本来町で行う事業につきましては、教育だけではなく、町民のために優先すべき事業や必要性等を踏まえながら、町の総合計画や実施計画等に基づき行っているものとなりますが、特に教育の場においては、何よりも将来を担う子どもたちが安心安全に学校生活を送り、教育を受けることができる環境を整備することは大変重要なことと考えておりますので、今後も教育費に対しては比較的多くの基金充当を行う可能性が考えられるところでございますが、その財源としては、まちづくり基金だけに捉われることなく、全体の予算や優先度などに応じて一般財源やその他の特定財源も踏まえて総合的に判断してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

【吉田委員長】 木村町長。

【木村町長】 私からは3点目の再質問にお答えしたいと思います。早いもので、『「高座」のころ。』をブランドスローガンとして取り組み、スタートしてから、はや3年目に入りました。先ほどは企画部長からもお答えしたとおり、これまで様々な取組を進めてきたところでもございます。町民の皆様に浸透してきた部分もあると感じておりますが、町内はもとより、町外に対するPRもいまだ十分とは言えない状況にあるという認識はしてございます。

そうしたことから、今後につきましても、引き続き各事業展開、あるいはメディア等への参画など、私自身が先頭に立って様々な機会を捉えながら、積極的なPRに努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【吉田委員長】 野崎部長。

【野崎総務部長】 それでは、優秀な人材確保に向けた10月などの中途採用を当面続けていくのかということにお答えしたいと思います。人材確保につきましては、10月採用も視野に入れていかないと、十分な人材確保、優秀な人材確保が難しい状況だと捉えております。昨年度、今年度と10月採用を実施しまして、その結果、優秀な職員を实际採用につながられたと考えております。10月の採用の場合、中途で受ける方と、転職組といえますか、一度就職して次の人生を考えながら受けてくるという中では、

本気度がやっぱり高いプラス能力が高い方もかなり受けていただけるという点では、普通のストレートの4月に比べますと、能力が高い職員を採れる可能性も割とあるのではないかと感じているところでございます。

それから、今回につきましても、10月に人事異動させていただいて10月採用ということで、9名ほど採用に至ったという経過でございます。その人数を10月1日で充てる予定になっております。この辺りも、他の自治体から私どもの自治体にというような方もいるというのが現状で、今後も優秀な人材を確保していくためには、4月だけにこだわらず採用を続けていくべきだと考えているところでございます。

続きまして、適正な職員配置の関係でございますが、仕事量の把握等につきましては、部単位で適切なことに努めながら、総務としてもきちっとやって適正配置につなげてまいります。その上で、職員として経験年数ですとか、過去の所属などによって職員個々でもそれなりの能力の差というのはいろんな時点である、経験が違うという形ですけれども、あると思います。この辺りにつきましては、近年自治体につきましては、いろんな影響を与える様々な事象も出てきていたり、SDGsのことも考えていかなくちゃいけないとか、急に定額給付金をやりますと、いろんなことに対応できるようなことで、みんなが認識を新たにして対応していく必要があると考えておりますが、いずれにしても、自治体を成立させる職員一人一人の能力開発と、それから人材育成、この辺は今まで以上にいい体制を取っていくということをしていかなければいけないと思っております。

それと、現状としましては、広域で茅ヶ崎とか藤沢の職員との交流があったり、県や国にも職員を行かせている部分もございますので、そういった面では見聞を広げながら、いいものは町に帰ってきてまた広めていただくというような努力もしてもらっていますし、若手職員によるプロジェクトチームをここ数年ずっと続けていますので、それにつきましては、横のつながりということで、今までは課だけですけれども、いろんな課でいろんな仕事をしているので、いろんな仕事の仕方があるんだとか、いろんな発想ができるとか、いろんな協力ができるということの中では、職員の能力を上げるためになっているのではないかと捉えておりますので、この辺ももっといい形に持って行って、職員が育つような環境を整えたいと思っております。

いずれにしても、管理職につきましては、職員を育てることが仕事の大きな役割という認識を持っておりますので、それをまた強く進めていきたいと思っております。

以上です。

【吉田委員長】 黒沢委員。

【黒沢委員】 最後3回目になります。まず、実施計画の進行管理についてですけれども、寒川町は恒久的に総合計画を作っていくということになりましたので、これは将来にもつながりますので、今後のことについても伺ってまいりたいと思っておりますけれども、現行の2020プランの実施計画の進行管理の現状について答弁を今いただいたところでございますけれども、来年度からは新総合計画がスタートするわけでございます。町の将来像である「つながる力で新化するまち」を実現していくためには、各部、各課が目標達成に向けて取り組んでいくことが不可欠だと考えます。企画部の関わり方も進行管理については非常に重要な役割を果たさなければいけないということになるろうかと思っております。

現時点で、これまでの総合計画の課題を踏まえて、今後の実施計画レベルでの進行管理については、

現段階ではどういう考えを持ってこれから進めていったらいいのかということを考えていただけるのか、それを聞かなければいけないなと思ってございます。

今回も様々見せていただきましたけども、効果指標としてこれが本当にいいのかどうかという部分もありましたし、それから、なかなか目標に達成していないけれども、同じ形で同じ事業がずっと続いているということもありました。そういった課題を解決しながら実施計画を進めていかなきゃいけない、実施計画を進めることによって町の発展があり、町民の福祉向上につながると思いますので、非常に重要な部分だと思います。また、議会の関わり方、我々の関わり方も変えていかなければいけない部分もあるかと思いますし、現段階で進行管理を統括する企画部として、次期総合計画に向けてどのような考え方で進めていかれるつもりなのか、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

まちづくり基金の活用につきましては、理解いたしましたので結構でございます。また、タウンセールスについても、町長からしっかりと今後も進めていくと、また自ら先頭に立ってというお言葉もいただきましたので、タウンセールスについても了解いたしました。

人事管理についてでございますが、職員の適正配置というのを考えるときについても、より優秀な人材を確保していくということを考えると、採用の段階でどう課題を解決していくかということが重要になってくようかと思います。当然現状での職員採用における課題も多々あるし、それから今後この部分については、変えられることについては変えていかなきゃいけないだろうなと思います。例えばこういう人材が欲しいというものがありますけども、ホームページ等で宣伝しておりますが、それが本当に受験者に伝わっているのかどうかでありますとか、それから、町でお仕事をさせていただいた際のメリットとかも伝えていくべきではないかなと思いますし、それから人を選ぶという部分については、ある意味部長からも最初の答弁でありましたけど、こちらが選ばれているんだという意識をもっと大きくしていかなきゃいけない、そういう意味では、選ぶ側の町の職員のスキルのアップも必要になってくるんだろうと思います。

そういった意味では、今、町長筆頭に面接をされている皆様が成長することによって、新しい価値を創造するような優秀な人材がこの寒川町に集まってくるんだと思います。人を見る目をここにいる執行部の幹部の皆さんがつけていく、こういったことも大事なんだろうと思いますけれども、現状の課題をどう捉えていて、今後職員採用に関する課題解決に向けてどう取り組んでいかれるのか、お聞かせいただきたいと思います。

【吉田委員長】 順次答弁を求めます。

深澤部長。

【深澤企画部長】 1点目の新たな総合計画である2040プランの実施計画の新たな進行管理方法について現時点の考え方というお尋ねでございます。来年度スタートいたします新たな町総合計画2040プランにつきましては、令和3年度から6年度を計画期間とする第1次実施計画の策定方針の1つとして、町の方向性と取組を明確にするため施策事務事業の重点化を図ることとしております。具体的には施策の構築においては、町民ニーズや町を取り巻く課題を踏まえ、基本目標及び政策の実現に向けて、貢献度の高いものを施策目標として重点的に選定するとともに、事務事業については、選定された施策目標の達成に向け貢献度が高い事務事業を絞り込み、優先的に予算配分することとしております。

令和3年度からスタートする新たな実施計画につきましては、施策目標の達成に向けて貢献度が高い事業のみを掲載していくこととなりますが、実施計画に掲載する事業の進行管理につきましては、その担当部課等だけではなく、企画部も関わることで確実に結果を出していくとともに、これまでは前年度事業についてだけの評価を行っていたものを、急速に変化する時代趨勢を適切に捉えながら、現年度事業についても現在進行形でその進捗を管理することで、目標達成に向けてきめ細やかに対応していく形を現在検討しているところでございます。

いずれにいたしましても、議会の関わり方を含めて直近の状況把握を可能とする進行管理方法を検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

【吉田委員長】 野崎部長。

【野崎総務部長】 職員採用における課題とその対策についてお答えしたいと思います。課題としては、いかにして優秀な人材を確保するのかということだと感じております。このためにこれまでも話してきましたけれども、受験する方の負担を軽くするような対策はしておりますが、まだまだ足りない部分がございますので、例えば説明会を開催するとか、大学に直接行って説明してくるとか、それからインターンの受入人数を増やしていくとか、職場見学会をするとか、いろいろございます。そういったことも視野に入れていきたいとは考えております。そのほか人材育成に向けた研修体制というのをよくして、ここに来て働く働きやすいんだということも、パンフレットですとか、ホームページなどを通じて仕事内容とともに伝えるような形、それから勤務条件の詳細を明示するというのも、かなり求められているのかもしれないんですけど、なかなか難しさがありますが、そういったこともやっていく必要があると考えております。

それから、面接のお話がありました。我々としても、きちっとした面接が誠意を持った形で相手に伝わっていく部分がございますので、大事と考えております。そういった中で、グーグル社が採用面接の判断精度を測定したところ、3回までは面接を重ねるごとに精度が上がって、4回目以降は1%ずつしか上がらなかったということを記事で見ましたけれども、そういったことも参考にしていかなきゃいけないかなと思っています。民間では、うちの子どもなんかもちょうど試験がありましたけど、民間はかなり若手の職員から3、4回面接があるというのが大分多くて、公務員試験のやり方の中でも採り入れていいのかなという考えは持っているので、そういったこともよく検証しながら考えていくべきかなと思っています。

あと、職員のスキルアップのお話がありましたけれども、スキルアップしてチームで仕事する形も高めて、そういったことによっていい仕事をして、それを発信していくということが大事だと考えております。実際に試験を受けていただいた方たちと話をする中では、『「高座」のころ。』ですとか、そのブランディング化、それからアークリーグを開催した、そういったところで寒川町に興味がなかった方も、公務員試験というカテゴリーの中でまずはキャッチしてもらっているんだというのは、随分感じております。

それから、言っていただくのは、寒川を見たときに、神奈川県内で中心にあって、小さいのに鉄道の駅が3つあって、圏央道も2つみたいな形で地理的な優位性とか、潜在能力の高さみたいなものを評価

して受けてくれましたというお話も聞きますので、まずは寒川を知ってもらわなくちゃいけないのかなと思っていますので、それにつきましては、いい仕事をして、いい政策をして、それをホームページとかで発信して行って、それを見てこの町で仕事をしてもらいたいと思っていただくように、我々がきちっとした仕事をしていくことが大事じゃないかと思っておりますので、今後もそれに努めてまいりたいと思います。

以上です。

【吉田委員長】 面接する側の幹部の成長というか、取組方についての説明も合わせて願います。

野崎部長。

【野崎総務部長】 面接につきまして、町長、副町長、教育長、それから私、それから総務課長、それから消防ですとか、特殊な勤務の場合は、その担当の管理職が基本的には面接に当たるような体制を考えております。グループワークみたいな部分が事務職の場合はありますけど、そういったときには私以下の若手職員も入れながら、途中途中では絞っていくような体制を取っております。面接につきましては、本来どういう人材を確保するのかという中では、私は研修に行ったことがあるんですけども、そのときには、その会社で今年採りたい人材はどういうものかというのを話し合っ、その人材を採るためにはどういう質問をしていったらいいのかということも、中できちっと話し合っ絞込みをしながら、深掘りしていきながら、できるだけ高い確率でその人材をキャッチするようなことをやっていくということは聞いています。それをやるにも、なかなか難しさがあるんですけど、それなりに情報をみんなで共有しながら面接していくということは現在もやっていますので、それをもっともっと精度を上げながらというのは、また工夫の中に加えて今後も努めてまいりたいと思います。よろしく願います。

【吉田委員長】 それでは、黒沢委員の総括質疑を終わりたいと思います。

暫時休憩いたします。再開は11時10分からといたします。

【吉田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

続けて総括質疑をお願いいたします。

山田委員。

【山田委員】 それでは、総括質疑をさせていただきます。日本共産党山田政博です。

今回の決算審査におきましては、町民のために税金がちゃんと使われたのかというところに観点を置きまして審査に臨みました。まず、大きな1点目、スポーツ振興事業についてです。町はどのようなスポーツ活動推進を行っていたのか、スポーツ活動推進をする上でこれまでどのようなところに力を注いだのでしょうか。スポーツ活動推進の目的と改めて委託料と負担金、補助金及び交付金の詳細をお聞きします。

続きまして、大きな2点目で、避難行動要支援者の支援についてです。避難行動要支援者の把握状況と避難時にどのような支援を行い活動したのか、町の考えをお聞きします。この事業は、要支援者の把握のための名簿を作る事業ですけど、まず現状では何人いるのかをお聞きします。

続きまして、3点目、小児医療費助成事業についてです。所得制限について町の考えをお聞きします。

会派としては、小児医療費助成制度については継続的に取り上げてきました。中学校3年生まで実施されていることについては評価できます。町民の方も喜んでいますが、毎年度決算では1,000万円以上の不用額が発生していますが、この不用額を活用すれば、所得制限の撤廃もできて納税者の不公平感もなくなるのではないかと考えています。審査のときも聞きましたが、改めて所得制限の対象人数と影響額をまずお聞きします。

続きまして、4点目の介護保険事業についてです。ここでは介護予防・生活支援サービスは、利用者の希望に沿っているのかということをお聞きします。介護保険が始まって20年になります。高齢化が進み、介護を必要とする人が増加しています。審査の中では担当課の答弁で、介護申請しても事業所の空きがなく、待たせることもあるということでした。まず現状をお聞きします。

最後の5点目ですけど、少人数学習推進事業についてです。少人数で学習することについての答弁についてお聞きします。審査のときの担当課の答弁でも、1クラスを半分ずつに分けて授業をすることで、先生の目も行き届き教えやすい、児童にとっても発言する機会が増えるということでした。改めてどういう効果があるのかをお聞きします。

以上、1回目の質問とします。

【吉田委員長】 1回目の質問が終わりました。順次答弁を求めます。

伊藤部長。

【伊藤健康子ども部長】 それでは、まず1点目、スポーツ推進事業について、町はどのようなスポーツ活動推進を行ってきたのかのご質問に対しての答弁を行います。スポーツは、心身の健康の保持増進に重要な役割を果たし、人と人との交流を促進することにつながります。町が求めることは、町民一人一人が健康増進を意識し、自分の体力に応じて自主的にスポーツ活動をするためのきっかけづくりだと考えてございます。負担金補助及び交付金についてですが、補助金の内訳は、寒川町体育協会への補助金99万円及び寒川町レクリエーション協会への補助金15万円となります。また、交付金につきましては、全国大会等出場交付金22万5,000円及びチャレンジデー交付金19万3,092円となっております。

以上です。

【吉田委員長】 亀山部長。

【亀山福祉部長】 それでは、大きな2点目、避難行動要支援者支援事業について、要支援者の把握状況と避難時の活用について、それと避難行動要支援者名簿に登載されている登録者数についてお答えいたします。避難行動要支援者支援事業につきましては、避難行動要支援者の自助及び地域や住民による共助を基本とし、地震等の災害に備え、避難支援を迅速、かつ的確に行うため、平常時から地域に避難行動要支援者に関する情報を提供し、防災情報の伝達手段、伝達体制、避難誘導等支援体制の整備を推進することを目的としております。避難行動要支援者名簿に登載の対象者につきましては、75歳以上のひとり暮らし高齢者、要介護3以上の認定者、重度の障害者等で、令和2年6月時点で2,103人、名簿登載者数につきましては1,108人で、約53%となっております。名簿作成後は、自主防災組織の中心となる自治会及び民生委員に名簿の配布を行っているところでございます。また、名簿につきましては、各地区の自主防災組織にて活用しているところでございますが、先進している自主防災組織においては、避難所開設の訓練においても活用し、避難者の安否確認、訓練等を実施しております。

以上です。

【吉田委員長】 伊藤健康子ども部長。

【伊藤健康子ども部長】 それでは、3点目、小児医療費助成制度事業についてでございます。令和元年度における所得制限の対象人数は560人、影響額については1,380万2,081円でございます。

以上です。

【吉田委員長】 亀山部長。

【亀山福祉部長】 それでは、大きな4点目、介護保険事業についての介護予防・生活支援サービスは、利用者の要望に沿っているのかについてお答えいたします。介護保険で提供している介護予防・生活支援サービス、主に訪問介護、ホームヘルプサービスについてですが、利用者と契約したケアマネジャー、介護支援専門委員が身体介護や家事援助が必要と判断されれば、その方に適切なサービスの内容や量をケアプランとして作成し、利用者にご納得いただいた上で最適なサービス提供事業者を探すこととなります。特に訪問介護につきましては、サービスを利用したい人は増えている中、サービス提供事業所は増えず、希望どおりの日程や回数というのが難しくなっている現状もあり、サービス導入をお待ちいただくケースもあると聞いております。

以上です。

【吉田委員長】 大澤教育長。

【大澤教育長】 それでは、大きな5点目、少人数学習推進事業について、少人数で学習することでどのような効果があるかというご質問にお答えいたします。少人数で学習する効果として、まず別々の教室で20人程度の集団に分けて学習することなどによって、きめ細かい指導や支援が行き届きやすくなることが挙げられます。通常授業において、教員が子どもたちの理解度を確認しながら授業を進めていますが、期間、指導などを通じて、さらに一人一人に寄り添いながら直接学習状況を確認しながら指導することができると考えております。また、授業の中で教員の発問に対して子どもたちが自分の考えなどを発表する機会が増えるなど、教員と子どもたちとのコミュニケーションが深まるとともに、子どもたちがより発言しやすい雰囲気づくりにつながる効果も期待されます。加えて、教員が一人一人に応じた指導を組み立てやすくなり、さらなる学力向上につながると思います。さらに教育環境面から、教室での机と机の間のスペースに余裕が生まれるなど、整然とした環境の中でより授業に集中できる状況をつくる可以考虑です。

【吉田委員長】 山田委員。

【山田委員】 それでは、再質問していきます。まず、スポーツ推進事業についてですけど、答弁がなかったんですけど、審査の中で答弁いただきましたけど、県の駅伝大会にも5万円出ている、委託料では。あとそれと、フラットパークに令和元年度は町営プールの室内プールの跡を11か月440万円使っているということが出ていました。今補助金の話が出ましたけど、体育協会に99万円、それからレクリエーション協会に15万円、あとそれとチャレンジデーともう一つ使われているわけですけど、これに関してかなり金額の差が出てきているのではないかと思います。

そこで、再質問なんですけど、体育協会とレクリエーション協会に補助金を出しているわけですけど、これに関して加盟している団体数というのと、それと合わせて交付金というものが出ていましたけど、

交付金の交付先をお聞きします。

続きまして、大きな2問目で、避難行動要支援者についてですけど、これに関して75歳以上の介護度3の方でひとり住まいの方ということで、それが2,103人、それから名簿の開示に対して同意している人が約半数の1,108人ということでした。名簿を自主防災組織に預けて、あと民生委員さんなんかと連携してということでしたけど、約半数の1,000の方が名簿の開示を希望していなかったということですけど、開示を希望しなかった方への対応はどうなっているのか、あとまたその課題についてお聞きします。

3問目の小児医療費助成事業についてです。対象者が560人で影響額は1,380万281円ということでしたけど、これに関して予算、決算の中では、小児医療費の助成制度の所得制限の撤廃については毎回質問しているわけですけど、以前も不測の事態に対応するために余裕を持っているということも聞いています。今回扶助費の不用額が1,760万円あるわけですけど、これで所得制限の撤廃も対応できたのではないかと思います。また、予期せぬ事態のときには予備費等もあるので、対応できたのではないと思えますけど、これについて見解をお伺いします。

次、4点目の介護保険事業についてです。なかなか利用者の希望に沿えないことも多々あるという答弁でしたけど、ほかに支援サービスで何か工夫されていることはあるのかお聞きします。

続きまして、5点目の少人数学習推進事業についてです。少人数での学習のメリットは分かりました。20人程度で授業する、また一人一人に教えることも丁寧にできる、また最近のコロナ禍では、密を避けるという点でも机のスペースを空けるということで、有効な授業ができるのではないかと思います。会派としては、実際少人数学級というものも町独自であるということで、これに対しては評価できているわけですけど、少人数に教えることを推進するために何か課題があるのかということをお聞きします。

以上、2回目の質問とします。

【吉田委員長】 2回目の質疑が終わりました。順次答弁を求めます。

伊藤健康子ども部長。

【伊藤健康子ども部長】 それでは、1点目でございます。寒川町体育協会の補助金につきましては、体育協会内で野球協会やサッカー協会など18の種目別協会とスポーツ少年団に対して活動状況に応じた配分が行われてございます。レクリエーション協会につきましては、民謡やペタンクなど6団体に配分されてございます。全国大会等出場交付金につきましては、世界大会には3万円、全国大会には5,000円を交付し、令和元年度には世界大会が2人、全国大会が16人、合計18人に交付してございます。

【吉田委員長】 亀山部長。

【亀山福祉部長】 それでは、避難行動要支援者名簿に登載されていない方への対応でございますが、対象者には、毎年2月頃に新規に対象になった方も含め名簿登載の同意を求めておりますが、現時点では非同意の方が311人、回答いただけていない方が684人見られます。全員が名簿に載せられるよう回答をいただけていない方には、3年に一度名簿登載の同意を得るために郵送にてお願いしているところでございます。

【吉田委員長】 伊藤健康子ども部長。

【伊藤健康子ども部長】 それでは、3点目のご質問でございます。決算資料の説明でも申し上げま

したとおり、小児医療費の扶助費につきましては、対象者と増減と助成額の増減が必ずしも関連づいていないことから、予算を見込むことが難しい状況でございますので、不用額だけを見れば、結果として影響額がその範囲に収まる額であったことは確かでございます。一方で、医療費が急激に伸びた場合に備えて、予算にはある程度の余裕も必要であると考えてございます。不用額と影響額との関係だけをもって所得制限をなくしても賄えたと考えるのは結果論であり、必ずしも当てはまらないと考えておるところでございます。年度途中におきまして、明らかに予算計上時の想定を超える理由で予算不足が見込まれる状況となる場合は、まずは補正予算により対応いたしますが、通常の流れで予算が足りるかどうかが判明するのは3月上旬であり、その時点では予備費が十分あるかどうかということは分からない状況だと思っております。

国保連合会や社会保険診療報酬支払基金などに対する支払期限もございますので、請求に対して迅速な事務執行が求められる状況の中で、予備費では足りないという場合に対応が間に合わないということも想定されます。しかしながら、正当な請求である限り支払いをしなければなりませんので、不足する額や予備費等の残額にもよりますが、予算流用や予備費充用で対応しなければならぬ場合もあり得るものと考えます。なお、初めから予備費ありきで予算計上することは適切ではないと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

【吉田委員長】 亀山福祉部長。

【亀山福祉部長】 それでは、介護サービスを待たせることなどに対する対処への工夫についてでございます。ケアマネジャーは、身体介護や家事支援という訪問介護をその人にとって必要なサービスとして計画に位置づけた場合、複数の事業所と調整を行い、その人の要望を加味し、適切なサービスが提供できる事業所を探します。そのためケアマネジャーは、普段から様々な事業所について情報収集し、担当する利用者が介護保険を使って生活を維持していけるプランの提案ができるようにしております。一方では、訪問介護事業所については、サービス提供するホームヘルパーの十分な確保に苦慮していることや新規にサービスを導入する場合には、複数の事業所に問合せをするなど、様々な調整を要するケースがあります。

【吉田委員長】 大澤教育長。

【大澤教育長】 5点目、少人数学習を推進する上での課題はでございますが、少人数学習を推進する上での課題としては、慢性的な教員の人材不足が挙げられます。近年においては、民間企業を志望する人が多く、退職教員の数に比べて教員志望者の数が少ないことがあります。また、教員免許更新制により、免許取得、または更新後に一定年度の年数が経過した場合、個人負担で教員免許講習を受講し、単位取得しなければなりません。教員免許を取得しても、その後、教員として従事しない場合、教員免許を更新せず失効するケースが見受けられます。これにより教員免許保有者数が減少する傾向にあります。また、今後当町の少人数学習のために教育に従事しようとしても、教員免許更新が障害となることが考えられます。

昨年度途中に町内において県費負担教職員に空きが出た際に、緊急的に町の少人数学習補充教員を県費負担教職員に異動したことがありました。しかし、年度途中ということもあり、後任に新たな人材を充てることができませんでした。こうした教員の人材不足は、当町に限らず、県内各市町村においても

同様に課題となっています。

【吉田委員長】 山田委員。

【山田委員】 では、3回目の質問を行います。まず、スポーツ振興事業についてですけど、体育協会が18団体と、それからスポーツ少年団ということで、ここには99万円が分配されているということです。あと、レクリエーション協会に関しては、6団体に15万円を分配しているということ、あとそれと、交付金に関しては世界大会には3万円の交付が2人、それからあと全国大会に関しては16人に5,000円ずつ出しているということですけど、これに関して先ほども述べましたけど、フラットパークに440万円11か月で使っているということもあります。それに対してほかのスポーツをされている方から不公平感の声が上がっているということも聞いています。

町では、ストリートスポーツの聖地化ということで移住人口を増やすと言っていますが、それに対してどういう目標に対して成果を出しているのか、そして聖地化によって人口が増加するという根拠についてお聞きします。また、様々なスポーツを愛好する人たちが町を盛り上げることが大切だと思いますけど、町民が楽しめるスポーツは多種多様にあります。それらの団体も評価し、公正な予算配分が必要だと思いますけど、これに関して町の考えをお聞きします。

次、2番目の避難行動要支援者についてです。ここで非同意の方が311人、あと未回答の方も684人いるということでした。毎年同意をお願いしているということでしたけど、最近自助、共助、公助と言われてはいますが、今後支援体制をどう構築していくのか、また災害時の横の連携をどのようにしていくのかお聞きします。

次に、小児医療費助成事業についてです。実際予算を組むときには余裕を持って予算を組んでいるということですけど、先ほど答弁でありましたけど、予備費を充てにして予算を組むわけじゃないということでしたけど、そうではなくて、実際不用額があるわけですから、これも充当して、これで所得制限がなければ、それで丸く収まるのではないかとということでもあります。町民の方には、納税者の不公平感を解消するためにも所得制限の撤廃は必要じゃないかと思いますが、これに関して町長にお伺いします。

次、介護保険事業についてです。利用者の方から介護保険料が高いという声も上がっています。収納率は99%となっていますけど、これは年金からの天引きで、生活が苦しい中保険料を下げたいという声も上がっています。その声に応えるためには、また国、県への交付金の増額も必要だと思います。町としては、国、県に要望を出しているのかということと現状をお聞きします。

次、少人数学習推進事業についてですけど、教員免許を持っている方が民間を希望している、就職している、また最近教員免許の更新をするようになりまして、更新せずに執行しているということも分かりました。課題としては、人材確保が大変だということですけど、人材確保のためには待遇をよくすることで教員を増やす、そして児童生徒も教員も余裕を持って授業に取り組めることが一番よいことじゃないかと思います。町として、教員の確保についてどのような対策を取っているのかお聞きします。

以上です。

【吉田委員長】 3回目の質疑が終了しました。順次答弁を求めます。

伊藤健康子ども部長。

【伊藤健康子ども部長】 それでは、1点目のご質問にお答えしてまいりたいと思います。フラットパークがもたらす効果について、まず述べたいと思ってございます。まず、フラットパークの効果についての1点目としては、地方創生の取組である町の認知度向上、2点目といたしましては、スポーツ活動の推進と健康づくり、3点目としては、世代間交流と国際交流の促進、この3つをかつて申し上げているところでございます。ここで人口の根拠というお話ではございますけれども、まずは町の認知度の向上に力点を置いているところでございます。

地方創生の取組につきましては、これまでも町の認知度向上に向けて、ブランディング構築、ブランドの可視化等を通じて町の魅力の発信を行ってまいりました。こうした取組は、人口減少社会の進行や情報反乱社会の中で、持続可能な町を目指し、生産年齢人口の確保に向け自治体間競争が進む状況の中、ターゲットにしっかり刺さる魅力的な施策の展開が急務となっているということから、昨年も実施したアークリーグ世界大会、そして、その世界チャンピオンが実際に運営するといえますか、ストリートスポーツ普及推進の委託を行っているわけでありまして、そこに触れていく生の感動、私も素人でありまして、自転車がああいう乗り方をするものだったのかということを知らされたというか、本当に度肝を抜かれたというか、言葉はあれですけども、そういった経験をさせていただきました。そういったことを町の未来を担う子どもたちが触れていく、この中につなげていく部分がありますので、単なる、すぐに人口が増えるのかということではなくて、その部分での取組というのを取り上げているところでございます。

それと、また不満の声というのは直接私は伺ってはいないのですけれども、老朽化が進む施設に対してのお声については伺ってございます。今全ての競技団体が利用する施設の改修は、すぐには実現できるものではございませんけれども、現在町営プールは、再整備のための工事やさむかわ庭球場の改修のための調整も行っております。その他のスポーツ施設についても、段階的に環境整備を、また改善をしてまいりたいと思ってございます。

その上で、フラットパークをはじめとするストリートスポーツの聖地化には、単にスポーツ推進のための取組だけということではなくて、先ほど申し上げましたけれども、そういったことを機に移住定住の選択肢として魅力ある町のアピールポイントの1つとして捉えているものでございます。

そのようなことから、政策的にこの普及推進事業を行ってございますので、そこに公費も使っておりますので、先ほど申し上げた世界チャンピオンに協力してもらいながら、取組を進めてまいりたいと思ってございます。既存のスポーツ団体への活動支援とは実際には異なっておりますけれども、予算の配分としましては公正であると捉えてございます。

以上です。

【吉田委員長】 亀山福祉部長。

【亀山福祉部長】 避難行動要支援者名簿作成後の支援体制についてでございます。毎年1回から2回、令和元年度については8月と2月に自治会長連絡協議会及び民生委員児童委員協議会、町民安全課、また福祉課にて調整会議を開催し、避難行動要支援体制に対して意見交換を行い、この事業がさらに充実するために情報の共有、検討を行っているところでございます。

以上です。

【吉田委員長】 木村町長。

【木村町長】 それでは、3点目のお尋ねにお答えいたします。小児医療費助成制度につきましては、お子さんの医療機関への受診が家庭の経済的な理由によって左右されないように、一定の所得制限の下に継続し、安定的に実施してきたところでございます。一方で、この制度は、子育て世代に子育てしやすい町として選択されるために、自治体間競争のポイントの1つにもなっている事業でもございます。

今回の新型コロナウイルス感染症の影響で町民全体の収入が大きく落ち込むであろう、あるいは現に落ち込んでいるという状況、それがいつまで続くか見通せない状況下において、所得制限につきましては一定の整理、見直しが必要だと考えておりますので、検討してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【吉田委員長】 亀山福祉部長。

【亀山福祉部長】 介護サービス費に対する国、県の負担増についてでございます。介護保険制度では、保険給付費や介護予防などを行うための地域支援事業費につきましては、その内容によって事業費の財源割合が決められております。この割合は介護保険法で決められておりますが、町村会からの要望活動などで国のさらなる負担を求めているところでございます。また、介護保険料については、高齢者保健福祉計画において被保険者の皆さんがどのくらいのサービスを使うのかを推計し、必要な料率を算定しております。被保険者である65歳以上の皆さんが、介護サービスを上手に使い、生活を継続していただき、介護サービスを使わなくてもこれまでの生活を維持できるようになり、サービス費が抑えられれば保険料の抑制ができるものと考えております。

令和元年度については、幾つかの介護予防事業を実施し、多くの高齢者に参加いただきました。介護認定率は推計よりも若干低い結果となっております。現在はコロナ禍の中で予定していた集団での介護予防教室の実施はできておりませんが、高齢者の皆さんが自らの生活のペースを考え、毎日を過ごせるよう、違った形態での介護予防事業を検討し、実施してまいります。また、サービス利用者が適正な介護サービスになっているかを点検し、保険料の抑制に努めてまいります。

以上です。

【吉田委員長】 大澤教育長。

【大澤教育長】 教員の人材不足に対してどのような対策を考えているかについてでございますが、教育委員会として、こうした教員の人材不足に対し、少人数学習補充教員の勤務形態について、フルタイムの勤務に加え、半分の時間で勤務も可能とするなど幅広く選択できるようにし、より勤務しやすくなるようにしました。

しかしながら、教員の人材不足は深刻な課題であるため、考え得るさらなる対策が必要であると考えております。例えば通常、教員関係の臨時的募集は、広報などを通じて教育委員会や教育事務所による直接的な募集を行っていますが、ハローワークなどの人材紹介に関する機関の活用などについて検討してまいりたいと考えております。教育委員会としましても、少人数学習の効果を認識しているところであり、今後も町の少人数学習の推進に向けて教員の人材確保について努力してまいります。

【吉田委員長】 それでは、山田委員の総括質疑を終わりたいと思います。

続いて、総括質疑を続けたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【吉田委員長】 横手委員。

【横手委員】 それでは、委員長のお許しが出ましたので、総括質疑を、会派さむかわ自民党を代表いたしまして、私横手がやらせていただきたいと思います。

それでは、6点総括質疑がございますので、順を追ってお答えいただければと思います。

まず最初の質問1点目は、『「高座」のころ。』実行委員会についてです。これまでの活動実績と最終的に目指すものについて改めてお答えいただければと思います。

次に、2つ目の質問は、弁護士への委託業務について、寒川町の業務において弁護士の方に委託する業務が様々ございました。行われ方について問うんですが、まずは改めて現在町が弁護士に委託している業務についてお聞かせください。

それから3点目、小児医療費の助成についてです。先ほども別の会派からもありましたが、これはぜひ町長にお答えいただきたいと思います。まず、先般の一般質問におきまして、所得制限の撤廃について、町長の発言にも大きな変化があったように捉えております。そして先ほどもそこには変化があったと、コロナ禍の現在大きな価値観の転換が求められている現状、そういったものがあつたのかなと思っておりますが、お考えの変化に影響を与えたものが一体何なのか、いわゆる方向転換するきっかけは何だったのかを改めてお聞かせいただければと思います。

4点目です。ロケ地の誘致についてです。昨年度決算のときに質問で、昨年度12本のロケ地誘致に成功したとのこと。この規模の自治体においては、正直、極めて素晴らしいと言わざるを得ない、実際に何度も申し上げておりますが、広告業界にまだ片足を突っ込んでおります私のところにも、昔の仲間、今付き合いをしている仲間から、寒川町のCM撮影に対する対応は極めて素晴らしいという評判を伺っておりますが、そのような中で12本のロケ地誘致に成功したと思います。もちろんテレビ、映画、雑誌、様々あつたと思いますが、これを契機に、思い切ってフィルムコミッションを設立することを提案いたしますが、町の考えをお聞かせください。

そして5点目です。情報リテラシー教育についてです。この件についても、さんざんこれまで言ってきましたが、改めて質問させていただきますが、これまで町が行ってきた情報リテラシー教育は、一体どのようなものであつたのかを改めて伺います。

そして6点目ですが、デジタル・トランス・フォーメーションの推進についてです。多分デジタル・トランス・フォーメーションという言葉は、私どもさむかわ自民党が、一番最初にこの議会の中で使わせていただいた言葉だと自負しております。分からない方もいると思うので、改めてデジタル・トランス・フォーメーションとは一体何かを説明させていただくと、デジタルによる変革を意味し、ITの進化に伴って新たなサービスやビジネスモデルを展開することで、コストを削減し、働き方改革や社会そのものの変革につなげる施策を総称したもの、それがデジタル・トランス・フォーメーションで、今例えば経済新聞などを読んでみますと、ほぼ毎日必ず紙面のどこかにデジタル・トランス・フォーメーションという言葉が出ております。デジタル・トランス・フォーメーションの推進について、1つ目の質問ですが、行政サービスの飛躍的な向上と職員の働き方改革の推進において、自治体のデジタル・トランス・フォーメーション推進は、不可欠と考えますが、町の考えをお聞かせください。

以上、1回目の質問とさせていただきます。

【吉田委員長】 順次答弁を求めます。

深澤企画部長。

【深澤企画部長】 1点目の『「高座」のころ。』実行委員会の目指すべきところとこれまでの実績というお尋ねでございます。最初に、『「高座」のころ。』実行委員会の最終的に目指すべきところでございますが、その役割としては、町内に数多く存在する各コミュニティ同士をつなぐ、いわゆるハブ機能を持つ団体になっていただき、各コミュニティが抱える課題の解決に向けて協力、支援を行っていくことで、他者を思いやることや多様性の受入れなど、『「高座」のころ。』ブランドスローガンが掲げる心の価値向上を町内に広く伝播させていく団体、町民にとって一番身近で町民に寄り添った団体になることを目指しているところでございます。

次に、これまでの取組についてでございますが、実行委員会は、町民へのブランド醸成を主な目的として平成30年12月に準備会として立ち上げ、令和元年10月に正式な実行委員会を設置したところでございます。準備会では、主にアークリーグ2019の開催に当たり、事前イベントの開催や大会当日のブース出展により、ブランド醸成活動や正式立上げに向けたメンバー募集を行ってまいりました。実行委員会発足後につきましては、新たな構成員も増加し、会の規模も大きくなったことから、改めて構成員の共通認識を図っていく必要性や会の円滑な運営を図っていくための組織の見直し精査など、人材育成と組織基盤の整備、強化を行うとともに、実行委員会自体の認知度アップに向けた実行委員会版ガイドブックの作成などの取組を実施しているところでございます。

以上です。

【吉田委員長】 野崎総務部長。

【野崎総務部長】 町が弁護士へ依頼、委託する業務の現状についてお答えいたします。現在弁護士に依頼、委託している業務は、町民向けの法律相談と業務上職員が利用する法律相談があります。まず、町民向けの法律相談につきましては、神奈川県弁護士会に委託し、毎月第1、第2、第3水曜日に行っております。令和元年度につきましては、年間272回の相談枠に対しまして207回76.1%の利用がありました。

次に、職員が業務上利用する法律相談は、自治行政法律相談と申しまして、町が行う事務全般にわたり、町と住民、または他の団体等との紛争予防のため、専門的な法律解釈等について必要な教示、指導を受けるものでございます。弁護士1名に委嘱してございまして、電話やファクス等で毎年10件程度の相談実績がございます。そのほかに平成24年になりますが、債権回収に伴う訴訟のため、自治行政法律相談の相談員に通常の相談業務とは別枠で依頼したことがあります。

以上でございます。

【吉田委員長】 木村町長。

【木村町長】 私からは小児医療費助成についてのお尋ねにお答えいたします。子どもの医療費に関する助成制度は、従来から申し上げてまいりましたように、本来であれば国が統一的な仕組みを設けて実施すべきものであると考えております。少子高齢化と人口減少社会の中で、子育て世代に対する特徴的な施策として自治体間競争のポイントの1つになってしまっている状況もございまして、助成制度

の在り方自体が問われる状況になっております。

そうした中で、今回の新型コロナウイルス感染症の影響で、町民全体の収入が大きく今後落ち込むであろう、またそれがいつまで続くか見通せないという状況などを踏まえまして、先日の一般質問において、従来からの安定的な制度維持のための所得制限につきましては、一定の整理、見直しが必要であると考え、検討していく旨を答弁したところでございます。

【吉田委員長】 大川環境経済部長。

【大川環境経済部長】 4点目、フィルムコミッションの設立についてのご質問でございますが、現在撮影スタッフの方からのお問合せに対する対応や希望施設との交渉、撮影への立会など、フィルムコミッションを設立してはいないものの、同様の支援につきましては、実施ができているものと考えてございます。ただ、既にフィルムコミッションを事業として取り組んでおります先進市などのように、制作会社側に対する積極的な誘致やプロモーション活動、エキストラの募集、手配などには課題が残っていると認識しております。

しかし、現状といたしましては、同様の対応で行っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

【吉田委員長】 大澤教育長。

【大澤教育長】 情報リテラシー教育に対する町の取組はでございますが、情報教育に対する取組としては、各教科で横断的に指導を行っておりますが、小学校では、総合的な学習の時間等における情報の収集、整理、発信など、コンピュータなどの情報手段の活用をすることや道徳において情報モラルを取り扱うことなどをしております。また、中学校では、技術家庭科の技術分野等において、情報手段の構成、仕組みなどを理解し、情報モラルや情報技術の活用に関わる能力、態度を身につけさせる活動をしております。

このように各教科等の学習において、情報教育を身につけさせていくことだけではなく、小中学校ともにSNSやインターネットの危険性等について業者による啓発活動も行っております。

【吉田委員長】 深澤企画部長。

【深澤企画部長】 最後6点目になります。デジタル・トランス・フォーメーションの推進というお尋ねでございます。行政サービスのデジタル化につきましては、国の動きといたしまして、いわゆるデジタル手続法が令和元年12月に施行されたところでございます。この法律は、情報通信技術を活用した行政の推進を目的とし、行政手続きのオンライン化を進めるために成立した法律でございます。こうした国の動きを受け、町として具体的な取組といたしましては、令和元年度におきましてRPA、ソフトウェアロボットによる業務プロセス自動化及びAI-OCR、人工知能による手書き文字読取機能の導入に向けた事前検証を実施したところでございます。

今後につきましても、行政サービスの向上と働き方改革の推進におきまして、自治体のデジタル・トランス・フォーメーションの推進は不可欠と考えてございます。

以上です。

【吉田委員長】 横手委員。

【横手委員】 それぞれ回答いただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、また2回目の質問を1つずつしていきたいと思います。まず、『「高座」のころ。』実行委員会についてですが、これまでの目指すものがよく分かりました。基本的にはハブになって町民のエンゲージメントを高めていくというところですが、大変申し訳ありませんが、今全ての委員会に携わっていただいている方たちが、マーケティング志向を持っていらっしゃるのかどうか甚だ疑問を持たせていただいております。まずは何よりもマーケティング志向を持つこと、そしてブランディングとは一体何かをしっかりと認識していただくことが必要なのかなと思います。何より知識の平準化を図るための活動を行うべきであり、例えばなんですけれども、一番大切なのは知識の平準化で、例えばAさんは圧倒的にブランドを知っているけど、Bさんは全然そういうことを知らない、そういうことではいけないと思います。例えばそのためには、課題図書と一緒に読んで読む、こういう本があります。『「人を動かす」7つのコミュニケーション戦略』、それから『デジタル顧客体験で差がつく新しいブランディング』、『広告白書2020』、こんなのでもいいと思います。委員の方たちが一緒になって共通の図書を読んで、共通の言語、共通の言葉をしっかりと使用していくような形を図っていくべきだと思いますが、そのような取組の提案に対してのお考えをお聞かせください。

それから2点目、弁護士への業務委託についてですが、十分分かりました。既にいろいろやっつけるとはいうものの、今後恐らくもっと契約等について、また労働問題も含めて、法令遵守、いわゆるコンプライアンスだったり、組織、機構統治、ガバナンスの視点において法律のプロの力を必要とする案件が多く出てくるのが予想される。それらも含めて全てを一括して法律関連業務を依頼できるようにすべきだと思います。そのために例えば企業のように顧問弁護士制度を採用するか、または特定任期付職員として、今自治体でもそういう取組が始まっていますが、弁護士資格を持つ方を採用することを提案いたしますが、町の考えをお聞かせください。

3点目、町長のお考えは、すみません、何度も聞いているのでよく分かりました。今このようなコロナ禍において、子どもたちの生命をしっかりと守っていくこと、ここに視点を置かれたんだなとよく分かりました。ぜひもう一步、歩みを前に進めていただいて、ぜひ堂々と、検討しますよりも、所得制限の撤廃をご英断いただけるようにお考えいただければと思います。これは要望として受け取っていただければ結構でございます。答えは結構でございます。

それから、4点目、ロケ地誘致についてですが、非常によくやっつけられているのは理解できております。十分理解できておるんですが、以前から申し上げているように、制作会社に対するアプローチであったり、それから、エキストラまで用意できる自治体というか、フィルムコミッション、ロケ地であるならば、制作会社はもっと喜んで来ることになるだろうなと思います。しかし、それについてはなかなかできていない、また動画によるアプローチもしていくべきでしょうし、そういった意味でもう一点圧倒的に足りないのがパブリシティ、PRなのかなと思っています。非常にいい対応をしていただいている上で、さらにPRがうまいこと重なっていけば、まさに寒川町の売りになっていく、寒川町がどんどん認知が広がっていくと考えているんですが、それについてはなかなかできていないということです。PRがしっかりとできるようになれば、町民の愛着心、また町外の方たちの町への憧れ、エンゲージメントが非常に高まっていくのかなと思います。このようにエンゲージメントを高めるためのパブリシティ強化を考えてロケ地誘致を生かしたパブリシティの実施をするためには、一度今の部署から広報を担

当している部署にフィルムコミッションの受付から手配等を変えて、広報と一体化した形でフィルムコミッション、ロケ地誘致事業をやってみてはどうかという提案をいたしますが、それぞれ担当は2つの部署があると思います。部長のお考えをお聞かせいただければと思います。

そして5点目、情報リテラシー教育についてですが、リテラシー教育のキーワードは、ずばり、使いこなすにあると思っています。インターネットを使いこなすために、ネットメディアのみならずSNS、これはネットメディアだと思っています。これだけではなくて、実はテレビ、ラジオ、新聞、雑誌、こういった既存のマスメディアを使いこなすこと、これをしっかりと教えていくこと、それが情報リテラシー教育をまさに前に進めていくこと、そしてインターネットを徹底的に使いこなす、これからのGIGAスクールが始まったときに、そういった形で全てのメディアを熟知して、メディアで受け取った情報をインターネット上でしっかりと使いこなしていく、IT、ICTで使いこなしていく時代を、そういうスキルを子どもたちにつける必要があると思います。そういう情報リテラシー教育を寒川町は実施していくべきと、あえて別枠を設けてでも、そういう教育をやっていくべきだと思いますが、町の考えをお聞かせください。

そして6点目、デジタル・トランス・フォーメーションの推進について重要であるというお答えをいただきました。今日の日経新聞なんですけれども、政府が検討中のデジタル政策の予定、今、菅首相がデジタル庁というものを設置するという話をしています。9月中にデジタル庁の設置準備室を設置して、2021年の予算審議決定後、デジタル改革の基本方針を取りまとめると言っています。マイナンバーカードの普及、オンライン診察、デジタル教育、国と地方のシステム統一など、そういった意味でデジタル庁を設置して、さらに国のデジタル化、地方とのデジタル化の一致を行っていく、そして通常国会後、IT基本法、内閣府設置法、マイナンバー関連法などを整備していくというようなことをおっしゃっています。また、新聞でもそのような報道がなされています。これは間違いなくこういう方向に行くということですが、このように国がデジタル庁を創設する中で、中央省庁をはじめとして、一気に地方自治体を巻き込んだデジタル・トランス・フォーメーションの推進が加速するものと考えられます。とにかくその中で、この流れに寒川町が決して乗り遅れないことを強く要望いたしますが、町の考えを改めてお聞かせください。

以上2回目の質問といたします。

【吉田委員長】 順次答弁を求めます。

深澤部長。

【深澤企画部長】 まず、1点目の実行委員会の取組に当たって、ブランドに対するメンバーの認識と理解の深め方というお尋ねでございます。町のイメージ、価値向上を目標としたブランド展開に当たりましては、町民の幸せと誇りにつながる施策の実行と町民とのブランドコミュニケーションを2つの柱として両輪で進めることが重要と考えている中で、実行委員会は、町民とのブランドコミュニケーションの役割を担う重要な会であると認識しております。

メンバーのブランドに対する理解を深めるということに関しましては、議員ご指摘のとおり、実行委員会は、これまで各団体からの推薦により構成するものではなく、取組趣旨に賛同いただける個人により構成している会でありまして、個人一人一人が町に対する様々な思いを持っております。町をよくす

るためのアプローチは十人十色であったことから、取組の方向性を一定の方向に定め、共通認識を図っていくことが大きな課題となっており、時間を要した要因となっておりました。

そのような中、今年度に入りまして、メンバー一人一人がこうした課題認識を共通して持ち始め、メンバーから、ブランドとは、我々実行委員会の役割とはについてしっかりと勉強し、理解を深めながら進めていくことが長期的な取組の継続には必要であると声が上がったことから、今年度の取組の方針といたしましては、構成メンバーの共通認識、強化を目的としたブランド理解の進化を大きな柱と定め、マーケティングマネージャーによる勉強会や課題図書、先ほど委員からもお示しがありましたが、課題図書でのブランド共通認識など、メンバー個々のスキルアップを中心に取組を進めることとしております。

以上です。

【吉田委員長】 野崎総務部長。

【野崎総務部長】 顧問弁護士、または弁護士を任期付職員として雇用する提案でございます。ご指摘のとおり、町の業務は多岐にわたりまして、近年の住民ニーズの多様化、それから地方分権の流れからも、新たな業務に着手する機会なども多くなり、法律の専門的解釈に触れるべき機会が増加していくものと感じております。

このような現状から、確かに町の業務を理解した方で、すぐに相談できる弁護士がいれば、職員としても不安を軽減することにつながり、心強いものと考えております。それから、近隣自治体でも任期付職員として採用する例もありまして、条例制定などの際には法制執務にも当たっていると聞いております。

いずれにいたしましても、債権管理ですとか、債権回収、それから不当要求への対応、職員の懲戒処分や労務管理、いろいろな部分でその内容に応じて弁護士さんから行うべき正しい対応が教示されるのであれば、適切な対処につながり、町民からの信頼も得られるものと考えております。

これまで顧問弁護士などについて深く検討してきておりませんが、近年のコンプライアンスが重視されているような背景、このようなことから、顧問弁護士としての顧問料ですとか、職員として採用する際の処遇、このようなことを総合的によく考える必要がございますが、町としても町民からの信頼感や職員の働きやすさの観点からも、検討を始めるべき事項と考えております。

以上です。

【吉田委員長】 大川環境経済部長。

【大川環境経済部長】 私から4点目、ロケ地誘致についてのパブリシティが弱い、そして広報戦略課との連携とのご質問にお答えいたします。

現在フィルムコミッションに取り組んでいます環境経済部産業振興課といたしましては、観光振興の観点から業務を行っておりますが、制作側からの撮影ニーズとして、学校などの教育施設やスーパー、遊技場などの商業施設に対する撮影場所の提供依頼が中心となっており、観光資源の発掘や発信というよりは、いかに町の知名度を上げていくことができるかを主眼に、撮影ニーズに対して判断、対応しているものが現状となっております。

担当といたしましても、パブリシティにつきましては、広報戦略課と連携を密にし、情報を積極的に

提供し、広報活動を行っておりますが、町の現状も踏まえ、今後のフィルムコミッションの取組の方向性や在り方につきましては、広報戦略課と協議を進めてまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

【吉田委員長】 深澤企画部長。

【深澤企画部長】 4点目の件につきまして、企画部としてお答え申し上げます。町では、平成30年2月に『「高座」のこころ。』をスローガンとして掲げまして、移住定住を目的としたブランディングの取組を進めているところでありますが、これまでにける取組では、町外住民へのアプローチ、ターゲットへの直接遡求が十分にできていないことやPRコンテンツの構築という課題がございます。そうした意味においては、フィルムコミッションを広報戦略課で所管することによりまして、移住プロモーションのPRコンテンツの1つとして活用でき、また、効果的なプロモーション活動を行うことで、町外住民に対する魅力発信や地域住民の誇りの醸成につながると考えております。また、メディアへのリリース等に関しましても、即時速達性を持たせながらの発信が可能となることやメディアとの直接的な関わりで関係性が構築できるなど有益な部分も多く、効果的な展開が図れる可能性は大いにあると考えてございます。

いずれにいたしましても、現在フィルムコミッションにつきましては、産業振興課において所管しておりますので、今後産業振興課とも協議をしながら町として最も効果的な形を検討していきたいと考えております。

以上です。

【吉田委員長】 大澤教育長。

【大澤教育長】 今後の情報リテラシー教育についてでございますが、新学習指導要領においては、情報活用能力が学習の基盤となる資質、能力として位置づけられております。情報活用能力とは、学習活動において、必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理、比較したり、得られた情報を分かりやすく発信、伝達したり、必要に応じて保存、共有したりということが出来る力であり、さらにこのような学習活動を遂行する上で必要となる情報手段の基本的な操作の習得やプログラミング的思考、情報モラル、情報セキュリティ、統計等に関する資質、能力等を含むものであると定義されています。つまりコンピュータを使って得られた情報をうまく分析したり、安全にICT機器を活用したりする能力であり、各教科の学習の基盤となる資質、能力であります。1人1台の端末と高速ネットワークを構築するGIGAスクール構想では、このような情報活用能力を育むことが求められております。町教育委員会としましても、今後GIGAスクール構想で導入される1人1台の端末及び高速ネットワークというICT機器を効果的に活用して児童生徒が主体的、かつ安全にICT機器を利活用できるよう、各教科の学習等を通じて情報活用能力を育む中で、一人一人のメディアリテラシーについても高めていきたいと考えております。

【吉田委員長】 深澤企画部長。

【深澤企画部長】 最後の6点目でございますが、国においてデジタル庁の創設の動きがある中で、町としての今後のデジタル化の推進についての考え方というところでございます。国におけるデジタル化の取組といたしましては、その所管が内閣官房や総務省、経産省などに分かれている現状や新型コロ

ナウイルス対策をめぐって行政のデジタル化の立ち遅れが浮き彫りになったことから、行政のデジタル化を一元的に推進するデジタル庁を来年度中に設立する方向で検討していると聞いております。

町といたしましても、行政の効率化や働き方改革の推進、特に今後につきましては、コロナ禍における行政のデジタル化がより一層期待されていると認識してございます。社会全体のデジタル化の波に乗り遅れることのないよう、今後も最新技術の検証や導入に積極的に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

【吉田委員長】 横手委員。

【横手委員】 ありがとうございます。6つの2回目の質問をさせていただきましたが、望む答えをもらえたものもありますので、最後に、まず『「高座」のころ。』実行委員会について3回目の質問をさせていただきたいと思っております。十分私の提案もご理解いただけただ上で、やはり必要なのはイベントをやることだけではないと思っています。イベントというのは、セールスプロモーション戦略の1つの戦術にすぎないと思っています。ですから、セールスプロモーション戦略の戦術の1つに考えられるのはデジタルプロモーションであって、もう一つ、グッズの製作というようなセールスプロモーション戦略における戦術もあるということ、ぜひ分かっておいていただきたいと思っております。イベントだけをやって、ただ委員の方たちには申し訳ないが、達成感を得ることが目的ではなくて、セールスプロモーション、言わば寒川町をしっかりと売り込むことができるイベントになっているかどうかというところが、そういう結果が求められる、その中で今グッズの製作という話をさせていただきました。これはセールスプロモーション戦略における戦術の1つなんですが、ぜひ『「高座」のころ。』のブランドマークを使用したマスクを作成して、例えば職員と、それから議員とか、みんなここに茶色いSのマークをつけて議会に臨むというのも1つの、やり方次第です。もちろんお金をどうするかとか、いろいろあると思います。ただ、以前に比べてマスクは、正直言って非常に入りやすかった。マスクはなかなか手に入れられない状況の中では、この提案を受け入れられなかったと思いますが、今はほとんどの人が、店舗でも売っているような状況で、手に入れられるような状況になった中では、あえてマスクというものを1つのプロモーションツール、グッズとして、寒川町を売り込むための1つのグッズとして、ぜひSのマークをつけた茶色いマスクを職員と、それから議員と、それからステークホルダーと言われる関係者の方たちが、購入の仕方はいろいろ考えていただきたいんですが、それを作って、パブリシティネタにして寒川町を売り込んでいったらどうかと思いますが、その提案についてのご回答いただければと思います。

それから、弁護士の件も分かりました。小児医療費は結構です。ロケ地の誘致についても的確なお答えをいただきました。ぜひしっかりと話し合っていたいただければと思います。

そして5点目、情報リテラシー教育についてですが、しっかりとやっていただけるということです。一番お願い申し上げたいのは、寒川町の子どもたちが、それこそ情報リテラシー教育を、寒川町が特化した情報リテラシー教育をやってことによって、本当にITを使いこなして、情報を使いこなして、学力を上げていき、それからモラルを上げていくというような状況を創っていただきたいということを要望申し上げます。それについて教育長、もう一度お答えをいただければと思います。

そして最後、デジタル・トランス・フォーメーションについても、必要性を感じていただけたと思いますので、とにかく上昇性を見極めながらデジタル化を進めていただきたいと思います。

それでは、3回目の質問を以上とさせていただきます。

【吉田委員長】 答弁は不要だと言っているところは結構ですので、1つ目と5番目と情報リテラシーのところと。

企画部長。

【深澤企画部長】 突然のご提案ありがとうございます。ご提案について、今事業スキームに考えが及ばないところではありますが、マスクの着用につきましては、感染防止として国民全体の新たな生活様式への取り入れとして確立されている状況であるという中で、先ほども申したとおり、マスクについては人目に多くつくという1つの機能として、PRの媒体として考えていくと非常に効果的なものだと今感じております。

そうした中、寒川町の地方創生の中の基本目標の認知度向上に向けて、ただいまご提案のあったとおり、セールスプロモーションとして検討を加えていきたいと考えます。こちらについては持ち帰って検討させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【吉田委員長】 大澤教育長。

【大澤教育長】 インターネットを使いこなす、マスメディアも使いこなす、これは、非常にこれからグローバル化が進んでいく社会においては、そこを生き抜いていく上においては、ぜひとも寒川町の子どもたちにも育てていく必要があるのではないかなと思っております。そういったことで、先ほど答弁させていただきました新学習指導要領の中に情報活用能力がございますので、ここをしっかりと身につけさせるよう、今後とも学校へ指導してまいりたいと思っております。

【吉田委員長】 それでは、横手委員の総括質疑を終わりたいと思います。

暫時休憩といたします。再開は13時30分からといたします。

【吉田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

午前中に引き続き総括質疑を行いたいと思います。

中川副委員長。

【中川副委員長】 それでは、総括質疑4人目、最後ということになりますが、会派大志会を代表して、大きく3点お尋ねさせていただきたいと思います。前段の各委員のご質疑を伺っておりますと、私もそうかもしれませんが、各委員の個性が非常に出ていたという感想を持っておりますが、私からは、今回3問全てお金に関する内容になります。それがおまえの個性なのかと言われてしまうと、どうなのかなというところもございますが、決算審査という議題の性質上ご容赦いただければと思います。

なお、決算審査というのは、いわゆるPDCAサイクルで言うところのC、チェック、評価に当たるものかなと思います。チェック、評価した内容を生かして次のA、すなわちアクション、改善につなげていくものであるというのが当会派の考え方でございます。チェックをアクションにつなげていく、評価を改善につなげていく、そうした視点を持って総括質疑を行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

いたします。

では、まず1問目でございます。歳入、自主財源及び依存財源の確保について、依存財源についてお尋ねいたします。

令和元年度2019年度の決算におきまして、自主財源は、町税が対前年度比2.5%増の約89億円となるとともに、依存財源は国庫支出金が対前年度比14.8%増の約18億円となるなど、歳入が対前年度比で2.4%増の約161億円となりました。

しかしながら、令和元年度19年度末からの経済状況の急激な悪化を受けまして、今後は歳入、あるいは税収の大幅な減少も懸念されるところであり、令和3年度2021年度の予算編成にも大きな影響を及ぼすことが心配されるところでございます。

そこで、この項目で2点お尋ねいたします。1つ目、令和元年度19年度決算を踏まえまして、町税など自主財源を確保する上での課題についてお答えいただければと思います。この点については、町税などの今後の見通しを踏まえつつお示しいただきたいと思います。

2つ目、同じく元年度の決算を踏まえまして、各種の交付金や国、県支出金など依存財源にかかる課題についてお答えいただきたいと思います。この点については、各種交付金、あるいは国、県支出金などの今後の見通しも踏まえつつお示しいただきたいと思います。

以上が1点目です。

続いて、2点目、福祉施策、障害者福祉、高齢者福祉、国保などの財源確保についてお尋ねしたいと思っております。歳出決算額を目的別に見た場合、平成22年度2010年度に約39億円ございました民生費は、この間に1億円から2億円ずつの増加を続けており、今回の令和元年度19年度決算におきましては、約54億円になって、歳出全体の約37%を占めるに至っているところでございます。少子高齢化の進展に伴いまして、民生費の増が続いているというところから、各福祉施策の着実な実施に向けた財源の確保というのが求められていると思っております。

そこで3点お尋ねいたします。1つ目は、元年度決算を踏まえ障害者福祉にかかる財源を確保する上での課題をお答えいただきたいと思っております。障害者福祉にかかる事業費などここ数年の推移も踏まえまして今後の見通しについてお示しいただきたいと思っております。

第2に、元年度決算を踏まえ、介護特会を含む高齢者福祉にかかる財源を確保する上での課題をお答えいただきたいと思っております。介護特会の歳入歳出額、あるいは要支援・要介護認定者数などここ数年の推移も踏まえつつ、今後の見通しについてお示しいただきたいと思っております。

第3に、同じく元年度決算を踏まえまして、国保にかかる財源を確保する上での課題をお答えいただきたいと思っております。国保の加入世帯数、率や国保特会の歳入歳出総額など、ここ数年の推移を踏まえ、今後の見通しについてお示しいただきたいと思っております。

以上が2点目でございます。

そして、大きな3点目でございます。社会教育施設の指定管理についてお尋ねいたします。

社会教育施設でございます公民館と図書館が指定管理化されてから、令和元年度19年度で3年が経過いたしました。この間自主事業の拡大など様々なサービスの向上が図られたかと思っております。その一方で、現年度決算におけます公民館費は1億3,844万円、図書館費が2億3,809万円となっております。なお、

図書館費からは外壁タイル修繕等の総合図書館維持管理経費の修繕費は除いてございます。イレギュラーな支出でございますので、この年に関する、ですが、この額というのは直営時代の公民館費、あるいは図書館費とそれほど大きな差がないと思います。

直営時代の最後の3年の平均費用額を計算してみました。その結果、公民館が1億4,000万円弱、図書館が2億3,505万円なのに対しまして、指定管理になりましたこの3年間の平均というのは、公民館が1億4,000万円ちょっとです。図書館が2億3,120万円となっております、図書館は、減ってはいるんですが微減にとどまっている、公民館については、むしろ、ほんの僅かでございますが、微増になっているところでございます。公民館費の指定管理3年の平均からは、30年度に公民館費の町立公民館維持管理経費の工事請負費というか、ホール天井落下材防止ネット張工事というのがありまして、その関係はこれから除いております。その年のイレギュラーな支出ですので、それを含めて計算しても、指定管理化されてから3年のほうが僅かに多い、そうした計算結果になりました。

そうしたところからお尋ねいたしますが、元年度決算を踏まえまして、社会教育施設の指定管理の課題についてお答えいただきたいと思います。とりわけ指定管理化による費用的な効果についてどのように捉えているのかをお示しいただきたいと思います。

以上、3点、1回目の質問といたします。

【吉田委員長】 それでは、順次答弁を求めます。

野崎総務部長。

【野崎総務部長】 それでは、町税などの今後の見通しを踏まえつつ、町税など自主財源を確保する上での課題はとのお尋ねについてお答えしていきます。令和元年度の町税収入につきましては、緩やかな景気の拡大を受けまして、個人町民税は前年度比2.1%の増、法人町民税は10.6%の増など、町税全体では前年度比2.5%の増と3年続けての増額となった状況でございます。そして令和2年に入りまして、新型コロナウイルス感染症が世界的に蔓延し、世界的に経済が低迷し、日本においても景気が大きく悪化している状況であります。

今後の町税の見通しでございますが、内閣府が9月に発表しました2020年4月から6月期の実質GDPでは、前期比7.9%の減、年率換算にすると28.1%の減となりまして、リーマンショック後を超える記録的な下落幅となっております。そして現在も段階的に経済活動の再開が行われておりますが、ご存じのとおり難しい状況が続いております。

このようなことから個人消費の落ち込み、住宅投資の減少、企業の設備投資の先送りや中止など償却資産の減少も見込まれ、本町の税収見通しにつきましては、非常に厳しいものとなることを想定しております。

参考までに、リーマンショックの翌年度である平成21年度の町税につきましては、対前年度の決算比で約10%の減という状況でありました。このようなことから、課題といたしましては、自主財源の柱である町税収入の落ち込みが予想される中、いかにして自主財源全体としての減収幅を小さくすることができるかということだと考えているところでございます。

以上です。

【吉田委員長】 深澤企画部長。

【深澤企画部長】 それでは、通告の大きな1点目の(1)のご質問にお答え申し上げます。自主財源の確保をする上での課題というご質問でございます。

先ほど総務部長から答弁のありましたとおり、新型コロナウイルス感染症の影響による景気悪化に伴いまして、町税はもとより、他の財政状況につきましても非常に厳しい状況だと認識しております。また、今後の人口減少社会を見据えて町が健全な行財政運営を継続していくためには、歳入確保へのさらなる取組が重要となり、引き続き町税や保険料などの収納率向上に努めるとともに、各媒体への広告掲載による収入確保や町が所有いたします財産の有効活用や売却などを含め、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、(2)の各種交付金や国県支出金など依存財源の課題についてでございます。令和元年度におきましては、幼児教育・保育の無償化に伴う国庫負担金や小学校普通教室等空調機設置工事に対する臨時特例交付金の増などにより、国庫支出金で対前年度比14.8%の増となっておりますが、内訳では、自主財源が減少し、依存財源が増加傾向にあります。しかしながら依存財源の増加の要因といたしましては、右肩上がりが増加しております社会保障関係費などの既存事業に対する国県支出金であり、新たな事業への財源としては見込めない状況でございます。また、各種交付金などにつきましては、国や県の動向が不透明な部分もございまして、その動向に一層注視し、地方財政計画などを踏まえて今後を見通す必要がございます。

今後の課題といたしましては、新たに国県交付金の対象となるよう、目的を損なわないで既存事業の組替えなどの工夫により新たな補助金の採択や情報の早期把握に向け、国や県に積極的にアプローチを図り、関係構築に努め、新たな財源の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

【吉田委員長】 亀山福祉部長。

【亀山福祉部長】 それでは、次に、大きな2点目、福祉施策、障害者福祉、高齢者福祉、国保などの財源確保についての1点目、令和元年度決算を踏まえ、障害者福祉にかかる財源を確保する上での課題はについてお答えいたします。予算科目の3款民生費1項社会福祉費2目障害福祉費の決算状況を近年5年で比較いたしますと、平成27年度の9億8,305万円に対し令和元年度は11億4,306万円となり、1億6,031万円の増額となりました。これは障害福祉費の中で大きく占める自立支援給付費が平成27年度の6億5,991万円に対し、令和元年度は8億2,688万円となり、1億6,697万円の増となったことが要因となっております。自立支援給付事業費の増は、障害当事者の重度化や家族の高齢化に伴い福祉サービスの利用が増えていることや居宅介護ホームヘルプ等の在宅系サービスや共同生活介護、グループホームの新規参入などがあったことで在宅系サービスの支給決定量に対する実際の使用量の割合は、平成27年度が57.11%に対し、令和元年度は61.26%と4.15%の上昇となっていることや、グループホームの延べ利用人数が平成27年度の472人に対し、令和元年度は616人となり、144人の増となっていることなどから、障害福祉サービスの充実が図られていることが要因と考えております。

これらを踏まえますと、令和元年度の決算に見られるように、障害福祉費には今後も増加が見込まれることから、必要とする方に確実に障害福祉サービスが提供できる体制を確保するとともに、国、県への要望も含め財源の確保に努めてまいります。

続いて、2点目の令和元年度決算を踏まえ、高齢者福祉にかかる財源を確保する上での課題はについてですが、こちらも近年5年で比較しますと、要支援や要介護の認定者数は平成28年3月末が1,534人、今年3月末では1,948人で、5年間で414人の増、1.27倍となっております。また、介護特会の決算額の推移ですが、令和元年度の決算額は、歳入総額が34億5,562万円、歳出総額が31億5,154万円となっております。これは平成27年度の決算額の歳入総額25億4,812万円、歳出総額24億4,465万円と比べ5年間で歳入総額が9億750万円の増1.36倍、歳出総額が7億689万円の増1.29倍となっております。これに伴い一般会計からの繰入金も、平成27年度決算では3億7,465万円でしたが、令和元年度は5億2,400万円まで増加し、一般会計の負担も増えております。高齢化の進展に伴い要支援や要介護の認定者数は、今後も増加が予想されます。これに伴い介護特会の予算規模や一般会計から介護特会への繰出金も増加していくと見ています。今後も介護を必要とする方に適切な介護サービスが提供できるように財源の確保に努めてまいります。

続きまして、3点目の令和元年度決算を踏まえ、国保にかかる財源を確保する上での課題についてでございますが、こちらも近年5年で比較しますと、国民健康保険の平成28年度の加入世帯数は7,578世帯で、全世帯の36.9%、令和元年度は6,620世帯で全世帯の30.7%となっており、5年間で958世帯6.2ポイント減少しております。また、決算額で比較しますと、平成27年度は歳入総額70億1,098万円、歳出総額66億8,479万円で、令和元年度は歳入総額が49億8,775万円、歳出総額は49億3,020万円となり、この5年間で歳入総額は20億2,323万円、歳出総額は17億5,459万円減少している状況でございます。これに伴いまして一般会計からの繰入金につきましても、平成27年度の5億2,564万円から令和元年度では3億4,280万円まで減少しており、一般会計の負担は軽減されていると言えます。今後の見通しですが、令和4年度と令和6年度に社会保険のさらなる適用範囲拡大が予想されており、被保険者数の減少も見込まれることから、国民健康保険特別会計の財政規模も縮小を見込んでおります。

以上です。

【吉田委員長】 内田教育次長。

【内田教育次長】 それでは、大きな3点目、社会教育施設公民館、図書館の指定管理について、元年度決算を踏まえ社会教育施設の指定管理化の課題はについてお答えさせていただきます。指定管理者制度は、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理に民間のノウハウや経営手法を活用することで住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的に、平成29年度に社会教育施設にも導入し、推進を図ってきたところでございます。

制度導入に当たっては、指定管理者と基本協定を締結いたしまして、5年間の協定期間の指定管理料の総額を取り決め、各年度の指定管理料についても協議をし、毎年度この協定書に基づいて委託料として支出しております。

委員からのご質問にもありましたが、この指定管理料と直営時代の支出総額との比較は、開館日数や職員数、常勤かパートタイムかという職員構成、勤務条件などが異なりますので、比較は難しいのですが、人件費が支出総額に占める割合を平成28年度と指定管理者制度導入後の3カ年とを比較いたしますと、公民館、図書館ともに下がっております。

これまで人件費として支出していた経費は、人件費以外のものに充てることができるようになり、こ

れが主催事業の実施増の住民サービスの向上につながったと考えられます。また、毎年度の指定管理料には、公民館では一定額の修繕料、図書館では図書購入費が計上されておりまして、5年間で計画的に修繕を実施したり、図書資料を充実させることが可能になりました。施設の改善により利用者の利便性や利用環境の向上が、図書資料の充実により利用者ニーズの充足がそれぞれ図られたと考えております。

このように、直営時代の経費と指定管理料全体の金額を比較して費用的な効果を明示することは難しいのですが、事業費や修繕費、図書購入費の割合が増えたことで、指定管理者制度導入の一番の目的であるさらなる住民サービスの向上を図ることができたと思っております。

今後は利用の少ない若年層や男性などを呼び込むため、足を運びやすくする取組を増やし、地域の学びの拠点という役割をさらに発揮できるようにする必要があると考えております。

以上でございます。

【吉田委員長】 中川副委員長。

【中川副委員長】 それでは、ただいまの答弁をいただいたところを受けまして、再質疑に進んでまいりたいと思います。

まず、1つ目の質疑項目についてでございます。ここでは財政や税務を担当する部長から、今後の歳入税収についてかなり厳しい見通しが示されたのかなと思っております。様々な形で歳入確保に取り組むというお話の中におきましては、保有する財産の有効活用や売却も進めていく、努めていきたいと、そうした話もございました。決算の質疑のときにも申し上げましたが、町内、町外にも活用されていない土地等もあるのかなと思しますので、そうしたところの有効活用や売却も含めて取り組まれるのかなとは捉えたところでございますが、ここで2点目のお尋ねをさせていただきます。今度は令和3年度の予算編成になっていくのかと思っておりますが、そこにどのような方針で臨むのかお尋ねしたいと思っております。これはPDCAサイクルでいうところのCからA、チェックからアクションにかけての部分であり、まさに決算審査で指摘された事項の今後における具体化になるかと思っております。その点についてお尋ねしたいと思っております。

続きまして、2点目についてでございます。福祉に関する財源確保という点でございます。先ほどお答えをいただきました各福祉施策の財政支出見通し等を踏まえまして、各福祉施策のための財源確保についてどのように現時点でお考えになっているのかというのをお尋ねしたいと思っております。

恐らくは県の町村会からも、先ほど質疑にもあったかもしれませんが、国や県に対して様々な要望もされているかなと思しますので、その内容を含めてお答えいただければと思います。また、介護、あるいは国保につきましては、保険料率というものも関係してくるかと思っております。その点についての見通しも含めてお示しいただきたいと思っております。

そして3点目、社会教育施設の指定管理についてでございます。公民館と図書館というのは、指定管理化する際に議会で条例の改正が通ったところかと思っております。その改正時に、3、4年前でございますが、議会から様々な附帯決議というものがなされて、その中で6つの要望事項というものが記されていたかと思っております。

今回関係してくるかなと思うのは、このうち2点目で、行政運営の効率化を図りつつ、現在行っているサービスの向上に努めるとともに、新たなサービスの充実を図り、多様化する住民ニーズに対応する

というのがありました。また、5点目として、指定管理者制度導入の目的は、さらなる住民サービスの向上であり、単に第6次寒川町行政改革プランの達成としないことというのを求めているかと思います。6点全てお尋ねすると長くなりますので、2点目と5点目について絞ってお尋ねしたいと思いますが、この2つの事項について、指定管理の3年間でどの程度達成できたのかということをお尋ねしたいと思います。

以上、2点目のお尋ねになります。

【吉田委員長】 順次答弁を求めます。

深澤部長。

【深澤企画部長】 まず、1点目の令和3年度の予算編成方針についてのお尋ねでございます。新型コロナウイルス感染症の影響による景気悪化などにより、町税の減収が見込まれる一方で、歳出につきましては、義務的経費は今後も増加が見込まれ、また、田端西地区土地区画整理事業や公共施設再編計画に基づく施設の更新や修繕など多くの歳出が見込まれ、令和3年度以降は今までにないほど厳しい状況と考えられます。

そこで、令和3年度の予算編成につきましては、新総合計画に基づき、つながる力で新化するまちの実現を目指し、将来にわたる自立的な健全財政の維持確保の観点から、真に必要な取組を重点的に推進する予算編成といたしました。

具体的には3つの柱を掲げておりまして、まず1点としては、つながる力で新化するまちの実現に向けた各施策や事務事業の目標指標に沿った取組、2点目が、新しい生活様式を踏まえた取組、3点目が、歳入予算を確保する取組という基本方針に基づき予算編成を行ってまいりました。また、予算査定につきましても3つの視点を掲げており、1つ目としては、総合計画2040第1次実施計画策定における基本的な考え方を踏まえた視点、2点目が、将来にわたり自立した健全財政の維持確保の視点、3点目が、施策目標への貢献度を尊重した視点、この3つの視点で行ってまいりたいと考えてございます。

以上です。

【吉田委員長】 亀山福祉部長。

【亀山福祉部長】 それでは、福祉施策の財源確保の1点目、障害福祉の財源確保についてでございます。先ほどもご答弁いたしましたように、障害福祉サービスを受ける方や利用される量が増加することで今後も障害福祉費の増加が予測されます。

町では、国、県に対し、重点要望として、障害者総合支援法に基づく事業に対し、地域格差を生じさせることなく安定的に事業実施をすることが重要なことから、国の義務的経費として国が適切な財源措置をすることを継続的に要望しております。さらに神奈川県町村会を通じた国政に対する要望書において、国に対する十分な財源措置を要望するなど、必要な財源の確保に努めてまいります。

次に、2点目、介護保険の財源確保の考え方でございますが、県町村会が毎年行っている国政要望の中では、介護給付費国庫負担金については、定額負担金率をより増加するとともに、財政調整交付金を別枠として措置するなど、財政的支援を強化することとしております。また、同じく県町村会で行っている県政要望の中でも、調整交付金の交付率に格差を設けないように国へ働きかけること、介護予防・日常生活支援総合事業の円滑な実施に当たり、必要な財政措置を講ずることなどを要望しております。

そして、今後の保険料額の見通しですが、高齢化の進展に伴い要支援や要介護の認定者は増加が予測され、介護特会の予算規模や一般会計からの繰入金も増大していくと考えており、介護保険料の増加も否めないと考えております。

一方、高齢者の皆さんの介護予防と重症化防止に努めることにより、健康寿命の延伸を目指し、保険料額の伸びを抑えられるよう努めてまいりたいと考えております。さらに今後も県の町村会を通じて国に対する十分な財源措置を要望するなど、必要な財源の確保に努めてまいります。

続きまして、3点目、国民健康保険の財源確保の考え方ですが、保険料の見通しにつきましては、先ほどの答弁のとおり、社会保険の適用拡大に伴う給与所得者の脱退や加入世帯数や加入率も減少し、平均所得の減少が見込まれることから、国保財政の確保は厳しい状況となります。一方、給付費を抑制するための方策としての長期的な取組として、特定健康診査の受診率向上、保健指導を通じ健康寿命を延伸させること、また医療費の2割が薬剤費と言われており、多くの方にジェネリック医薬品を使用してもらうことが医療費の適正化につながるものと考えております。

今後も普及啓発に努め、国民健康保険の安定した財政運営につなげてまいります。また、町村会を通じて国、県に保険料水準に激変が生じないよう事業費納付金は医療費水準に基づくものとするなど、の要望を継続してまいります。

今後の保険料率の見通しにつきましては、国保財政調整基金の活用により保険料の抑制に努めてまいります。

以上です。

【吉田委員長】 内田教育次長。

【内田教育次長】 それでは、大きな3点目、社会教育施設の指定管理について、議会の附帯決議のうち2点目と5点目の事項について、指定管理の3年間でどの程度達成できたかとお尋ねでございます。どの程度と数値的にお示しすることは難しいところなんですけれども、公民館につきましては、館内案内表示の改善や施設の修繕を迅速に実施するなど、快適に利用できるような環境づくりを進めたのをはじめ、社会教育主事有資格者の配置や直営時代の踏襲ではなく、新たな分野の講座を開催するなど、主催事業増に積極的に取り組んでおります。

このような取組から、公民館利用者を実施している満足度調査では、令和元年度の総合満足度は93.1%で、各種講座等の参加者に行っているアンケートでは、満足度92.5%と利用された方の評価は高く、サービスの向上が図られたと考えています。

図書館につきましては、図書館司書が職員の60%以上を占めるように確保し、質の高いサービスの維持に努めているほか、書籍案内のポップや展示、図書館講座やイベント開催に力を入れて取り組み、開館後数年のピーク時から減少傾向にあった来館者が、平成30年度には増加に転じまして、令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、3月はほぼ1か月休館いたしました。平成28年度比で約1万7,000人の来館者増となりました。

また、令和元年度は、年間を通して延べ83の展示事業を実施しましたが、新たにヤングアダルト展示コーナーを設けて利用の少ない中高生の利用促進を図ったほか、普段図書館を利用していない方にも図書館に親しみを感じてもらえるように平成30年度から図書館まつりなどのイベントを開催しました。

令和元年度は3,800人の来館があり、通常の土日の3倍の来館者で大変盛況でした。また、現代俳句協会と連携した図書館俳句ポスト設置などに取り組み、これらが利用者増やサービス向上につながったと考えています。

令和元年度の図書館利用者アンケートでは、全体の満足度99%、職員の接遇の満足度98%と高い評価をいただいています。

以上のようなことから、指定管理ありきで実施しているものではなく、公民館、図書館ともに社会教育推進の上で適切に実施されており、ご質問のあった附帯決議の要望事項についても達成できているものと考えております。

以上です。

【吉田委員長】 中川副委員長。

【中川副委員長】 それでは、再質疑に対する答弁をそれぞれいただいたところでございますので、これから3回目の再々質疑に移りたいと思います。大きな1点目につきましては、了解いたしました。先ほどご説明をいただきました、そうした予算編成方針、あるいは査定の方針に従って予算編成に望まれるという推移を見守らせていただきたいと思います。

ということで、大きな2点目と3点目について、それぞれ3回目の質疑をさせていただきたいと思います。まず、大きな2点目の福祉財源の2点目の介護保険と3点目の国保についてお尋ねしたいと思います。

ただいまの答弁におきまして、介護保険料につきましては、増加の可能性も否めないかなど、また国保につきましても、直接的な言及は避けておられたようですが、国保財政の確保は厳しいであろうと、そうした見通しが示されたところでございます。若干、料、あるいは料率の変更があったとしても、それ自体はいろいろな事情があるので、やむを得ないのかもしれませんが、ただ、今後経済的に厳しい状況に置かれる方が増えていくということも予想されますので、その意味では可能な限り保険料、あるいは保険料率の軽減を図っていくということも必要ではないかと思いますが、この点についての見解をお尋ねしたいと思います。

そして、大きな3点目、指定管理の問題についてでございます。今、議会の附帯決議、2点目、5点目、この点については達成されている、そうしたお答えがあったところでございます。その附帯決議にもございましたように、社会教育施設の指定管理の本来の目的というのは、住民サービスの向上にあるのではないかと思います。その意味では、公共施設の指定管理、民間委託もそうかもしれませんが、どちらかという費用削減と捉えられるところも大きいかもしれませんが、むしろ住民サービスの向上に向けた、そうした民間のノウハウの活用、それが主目的にされるべきなのではないかと考えております。したがって、もし住民サービスの向上に寄与するのであれば、思い切ったことを申ししますが、私は、直営時代の費用を上回ってもよいのではないかと考えております。先ほど直営時代の経費を指定管理料全体の金額と比較して、費用的な効果を示すのは難しいんですけど、人件費が支出の総額に占める割合は公民館も図書館も下がっている、その分で自主事業の実施を増やすなどして住民サービスの向上が図られた、そうした趣旨のご答弁がありました。恐らくは、職員の一部が正規の職員、公務員から指定管理の会社の社員に置き換わったということが大きいかもしれませんが、一方では、直営のまま

であれば、公民館にしる図書館にしる、非正規職員は恐らく会計年度任用職員という形で処遇されていたかもしれない、現在。期末手当も支給されていたかもしれないというのもまた事実かなと思います。サービスの向上では、優秀な人材も要るでしょうし、その点を踏まえて直営時代の費用を上回ったとしても、私はやむを得ないことかなと思います。2倍、3倍とかになったら、それはどうかなと思いますけど、多少増えても仕方ないのかなと思います。

前置きが長くなりましたが、住民サービスの向上に向けた民間のノウハウの活用、そうしたことが社会教育施設だけではないかもしれませんが、指定管理化の主目的とされるべきではないかと思いますが、そのことについて町の考えをお尋ねいたしまして、3回目、再々質疑は終了させていただきたいと思います。

以上です。

【吉田委員長】 順次答弁を求めます。

亀山福祉部長。

【亀山福祉部長】 介護保険や国保の保険料についてでございます。まず、介護保険料につきましては、第1号被保険者の皆さんの介護保険料につきましては、その人や世帯の所得、収入により10段階に区分し、保険料として徴収させていただいております。この段階ごとの保険料につきましては、今後もこの区分での設定を見込んでおりますが、できる限り増額を抑制してまいりたいと考えております。このためには先ほど申しましたとおり、高齢者の皆様には介護予防重度化防止に努めていただき、健康寿命を伸ばしていただくことが重要と考えておりますので、それに向けた施策を展開してまいりたいと思います。

次に、国民健康保険料につきましては、国保加入者の経済的に厳しい状況に置かれている方への対応といたしましては、減免制度の案内を適切に行ってまいります。また、法定軽減判定額及び限度額の見直しにつきまして国、県へ要望してまいりたいと考えております。

以上です。

【吉田委員長】 内田教育次長。

【内田教育次長】 それでは、3点目の社会教育施設の指定管理についてお答えさせていただきます。地域の学習拠点である社会教育施設の指定管理者制度導入の一番の目的は、委員おっしゃるとおり、さらなる住民サービスの向上でありますので、引き続き施設運営の効率化も図りながら施設を利用される方々の声を踏まえ、サービス向上の観点から見直すところは見直し、維持すべきところはしっかりと維持して多様化する住民ニーズに対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

【吉田委員長】 それでは、中川副委員長の質疑を終わりたいと思います。

暫時休憩いたします。

【吉田委員長】 休憩を解いて会議を再開いたします。

以上をもちまして総括質疑を終了いたします。

ここで町長から、一言お礼を申し述べたいとの申出がございましたので、許可いたしたいと思います。

木村町長。

【木村町長】 大変ありがとうございました。ただいま委員長よりお許しをいただきましたので、一言御礼のご挨拶を申し上げたいと思います。

委員の皆様には、5日間にわたりまして慎重なご審査をいただきまして、また幅広い視点からのご意見、ご提言も賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

委員会の審査の結果を重く受け止め、これからの予算執行、さらには令和3年度の予算編成と続きますけれども、そういった中で皆様からのご意見、ご提言を十分に考慮して進めてまいりたいと思います。誠にありがとうございました。

【吉田委員長】 ありがとうございました。

それでは、暫時休憩といたします。

【吉田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

ただいままでで総括質疑が終了いたしました。皆様のご協力をいただきまして、ここまで進めさせていただきました。厚く御礼申し上げます。

この後は、討論、採決の運びとなりますが、討論までの休憩時間を3時半までいただきたいと思えます。1時間程度いろいろとありますので、取らせていただきたいと思えますので、3時20分頃にしたいたと思うんですけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【吉田委員長】 ありがとうございます。それでは、開会を15時20分といたしまして、暫時休憩いたします。

【吉田委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

それでは、議案第55号 令和元年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第56号 令和元年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第57号 令和元年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第58号 令和元年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について及び議案第59号 令和元年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定について、以上の5議案につきましてこれより討論、採決に入ります。

まず、討論から始めさせていただきます。なお、討論につきましては、一括して討論を行うことといたします。また、採決につきましては、それぞれの議案ごとに行ってまいりたいと思えますので、よろしく願いいたします。

それでは、まず反対の委員の発言を許可いたします。

山田委員。

【山田委員】 それでは、令和元年度寒川町一般会計歳入歳出決算については、反対といたします。これに関しては、歳入では161億3,037万円、歳出に対しては148億6,188万円ということですが、これに対して実質単年度収支は3億1,874万円あります。これを町民のためにもっと使うべきではなかったのかということもあります。したがって、一般会計に関しては反対します。残り4特別会計に関しても

反対とし、詳しくは本会議場で討論いたします。

以上です。

【吉田委員長】 次に、賛成の委員の発言を許可いたします。

横手委員。

【横手委員】 議案第55号 令和元年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論させていただきます。おおむね用途につきましては問題なかったということ、それから効果につきましても、ある程度の効果をしっかりと町民に対して与えられたのではないかとということで、賛成といたします。詳しくは本会議にて討論させていただきます。また、議案第56号から59号の4特別会計の認定につきましては、討論を省略いたしまして賛成といたします。

以上です。

【吉田委員長】 次に、反対の委員の討論を許可します。

(「なし」の声あり)

【吉田委員長】 次に、賛成の委員の討論を許可いたします。

中川副委員長。

【中川副委員長】 それでは、この場での討論は省略いたしまして、議案第55号 令和元年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定についてと議案第56号から59号の4つの特別会計歳入歳出決算の認定について賛成といたします。

以上です。

【吉田委員長】 他に討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

【吉田委員長】 それでは、他にないようですので、これにて討論を終結させていただきます。

これより採決に移ります。採決につきましては、それぞれの議案ごとに行ってまいりますので、よろしく願いいたします。

まず、議案第55号 令和元年度寒川町一般会計歳入歳出決算の認定について賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【吉田委員長】 賛成多数でございます。よって、本案は認定されました。

次に、議案第56号 令和元年度寒川町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【吉田委員長】 賛成多数でございます。よって、本案は認定されました。

次に、議案第57号 令和元年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【吉田委員長】 賛成多数でございます。よって、本案は認定されました。

次に、議案第58号 令和元年度寒川町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について賛成の委員

の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【吉田委員長】 賛成多数でございます。よって、本案は認定されました。

次に、議案第59号 令和元年度寒川町下水道事業特別会計決算の認定について賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

【吉田委員長】 賛成多数でございます。よって、本案は認定されました。

以上をもちまして、決算特別委員会に附議されました案件は全て終了いたしました。

ここでお諮りいたします。9月28日の最終日の本会議に提出いたします審査意見書の草案作成につきましていかがいたしましょうか。

(「正副委員長一任」の声あり)

【吉田委員長】 今、正副委員長に一任という声がありましたので、正副委員長にお任せいただいでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【吉田委員長】 それでは、ご異議ないようでありますので、正副委員長にお任せさせていただきます。

それでは、委員の皆様におかれましては、5日間にわたりまして熱心にご審査いただき、また、つつがなく終了させていただきましたことに対しまして、副委員長とともども心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、決算特別委員会を閉会いたします。大変にお疲れさまでございました。

午後3時26分 閉会

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 2年11月26日

委員長 吉田 悟 朗